

令和 6 年度
西東京市事務事業評価報告書

令和 7 年 2 月
西 東 京 市

目 次

I	行政評価の概要.....	3
1	行政評価とは.....	4
2	行政評価の目的.....	4
3	行政評価の階層.....	5
4	事業見直しの視点.....	6
5	行政評価スケジュール.....	6
6	事務事業評価の事業選定の考え方.....	7
7	行政評価制度（事務事業評価）の流れ.....	8
II	令和6年度行政評価（事務事業評価）.....	9
1	行政評価（事務事業評価）の取組状況.....	10
2	行政評価（事務事業評価）の結果一覧.....	10
3	外部評価の取組状況.....	12
	（1）実施概要.....	12
	（2）外部評価対象事業の選定.....	12
	（3）外部評価の実施.....	12
	（4）外部評価の評価結果.....	13
4	事務事業評価シートの見方.....	18
	（1）事務事業評価シート.....	18
	（2）検証項目判断基準（事後評価）.....	20
III	事務事業評価シート.....	21

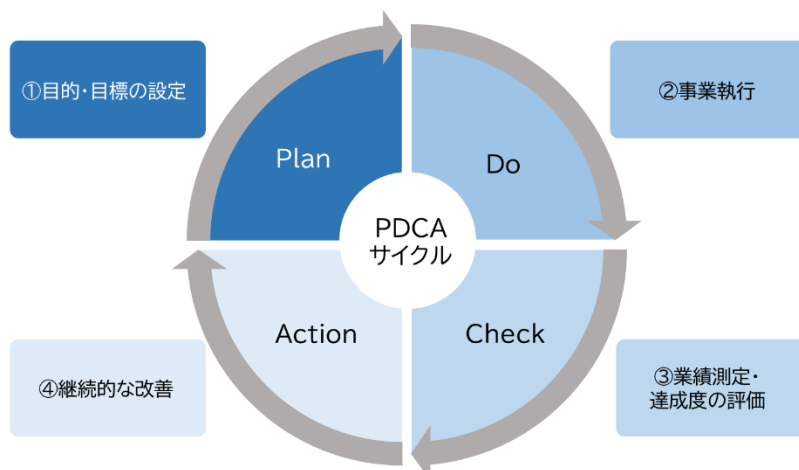
I 行政評価の概要

1 行政評価とは

- 行政評価とは、「政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から評価するもの」と一般的に定義されており、行政評価を通じて出された結果を予算や計画等へ反映することで、より良い行政運営が可能になります。
- 行政評価は、政策、施策、事務事業について、それぞれ事業実施前（事前評価）、事業実施後（事後評価）に行うことができます。
- 本市では、市の事業を不断に見直し、限られた行政資源（人員・財源等）を効率的・効果的に配分し、戦略的で費用対効果の高い事業運営を行っていくためのツールの1つとして、平成 17 年度から行政評価制度を本格導入しました。
- 平成 21 年度には、制度の再構築を行い、より広い視野から行政運営の見直しを行うため、主に総合計画に掲げた施策・事業を対象として、事務事業評価と施策評価を交互に実施しました。平成 23 年度からは、事務事業評価で外部評価を試行的に実施するなど、内容の拡充に努めてきました。
- 平成 26 年度においても、制度の再構築を行い、事務事業評価への外部評価の本格導入、評価結果への対応状況のフォローアップを強化するなどの見直しを行いました。
- 平成 29 年度には、平成 21 年度より交互に実施してきた事務事業評価、施策評価の評価実施サイクルの見直しを行い、制度を再構築しました。
- 令和5年度には、令和6年度から始まる第3次総合計画の前期期間について、第2次総合計画の前期期間と同様、事務事業評価と施策評価を交互に実施することとしました。

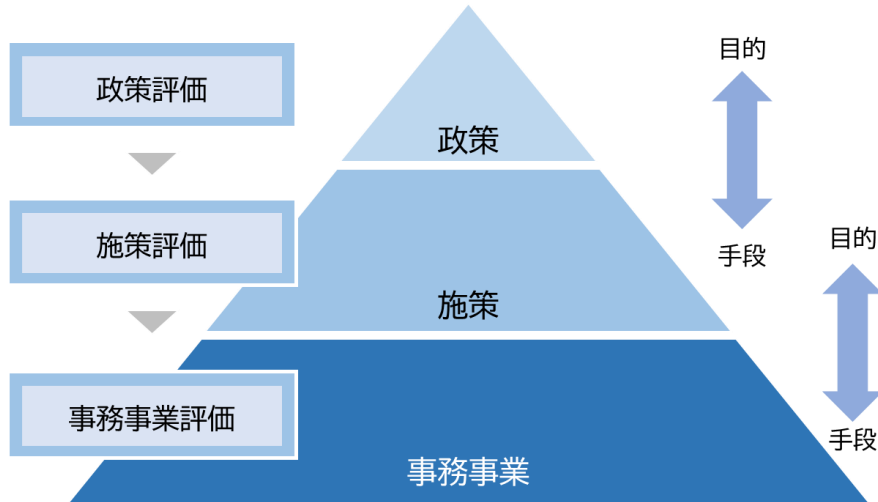
2 行政評価の目的

- 行政評価を実施する目的は、予算・計画を重視し、実施後の検証が不十分であった行政のサイクルに、結果評価のステップを導入することで、計画そのものの有効性を検証し、効率的かつ効果的な事業実施の促進を図ることです。限られた行政資源（人員・財源等）を効率的・効果的に配分し、重要課題に対応していくためには、PDCAサイクルに基づく継続的な見直し・改善が不可欠です。
- 本市においても、労働力人口の減少や高齢化の進行などを踏まえ、戦略的な行政経営や費用対効果の高い事業運営を行うために、行政評価制度を通じた事務事業の見直しによるPDCAサイクルを確立し、評価結果を予算や事業計画等へ反映することで、質の高い行政運営を目指します。



3 行政評価の階層

- 行政評価は、評価の階層として、政策評価、施策評価、事務事業評価に分類されます。これらの階層は、政策→施策、施策→事務事業それぞれに目的→手段という関係にあり、上位の目的を実現するための手段として位置づけられます。



- 階層それぞれの評価は、以下のとおりです。

① 政策評価

政策評価は、まちづくり全体の将来目標などを示したビジョン・方針について評価するものです。このような評価は基本的には選挙などを通じて行っていくことが望まれます。

② 施策評価

施策評価は、事務事業の集まりである施策について、その達成状況を把握し、政策を実現するための手段としての有効性等を評価するものです。施策をある方向性で実施したことで、市民生活にどのような影響があったのか(=成果)を判定しながら、一方で事務事業という手段の最適化を図る仕組みです。

なお、施策の成果が上がれば、どのような内容・取組・方法でも良いというわけではなく、事務事業評価と連携し、事務事業それぞれの効率化も必要となります。本市においては平成 22 年度から導入しました。

③ 事務事業評価

事務事業評価は、個々の事務事業の有効性、効率性、経済性についての判定をします。この階層の評価は、精緻な分析を行うことで事業プロセス改善に役立ちます。

しかし、評価の性格上、個別の精緻な分析をするために、横断的な視野・目的に関する事務事業の位置づけの把握、優先度の把握が難しい等のデメリットもあります。本市においては、平成 17 年度から、この事務事業評価を本格導入しました。

4 事業見直しの視点

- 行政評価により目指すべき目標及び評価の視点は下記のとおりです。
- 事務事業評価では、主にア、イ、エの視点に基づいて実施します。
- 施策評価では、主にウ、オの視点に基づき実施します。

目標①:市民の視点に立った事務事業の見直し・事務改善

【視点】ア 時代の変化・市民要望等を踏まえ、構築すべき施策・事業や、事業の受益者負担の導入等を検討します。

目標②:総合計画事業等の的確な進行管理

【視点】イ 将来にわたる市を取り巻く行財政環境や市民要望等を総合的に勘案し、効率的・効果的な事業運営を行います。

ウ 施策目標の実現に向けた事業の優先度・貢献度を判定し、総合計画に掲げられた市の主要事務事業を戦略的に展開していきます。

目標③:限られた行政資源の適正配分・有効活用

【視点】エ 庁内類似事業の整理・統合や多摩 26 市平均との比較に留意して、西東京市の事業サービス水準を調整します。

オ これまでの成果や課題を把握し、市が目指すべき施策の方向性を明らかにします。

5 行政評価スケジュール

- 事務事業評価と施策評価を交互に実施するとともに、評価した事業に対するフォローアップについては、毎年度実施し、評価結果に対する着実な見直しを図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事務事業評価	○	—	○	—	○
施策評価	—	○	—	○	—
評価した事業に対する フォローアップ	○	○	○	○	○

6 事務事業評価の事業選定の考え方

■ 事務事業評価の事業選定の対象項目は、以下のとおりです。

① 補助金・負担金

平成 25 年度事務事業評価外部評価における指摘に基づき、補助金・負担金全般についても事務事業評価の対象とし、評価を実施しています。

② 施策評価のフォローアップ

施策評価によりコストを抑制すべき施策領域、または内容を見直すべき施策領域とされた施策に連なる事業について、事務事業評価を実施します。

③ 過去に評価した事業に対する再評価

過去に見直しの評価を受けた事業で、評価年度から4年度を経過しても十分な見直しを行うことができなかった事業は、評価年度から5年度目以降、見直しの進まない要因も踏まえて再評価を実施します。

④ 経常事業

経常事業は必要に応じて評価を実施することとし、課題や見直しの方向性が明らかである事業については、行財政改革大綱アクションプランにおいて進捗管理を行うなど、評価実施に伴う業務負担の軽減にも配慮します。

■ 令和6年度事務事業評価における事業選定の対象要件は、下表のとおりです。

対象項目	対象要件
令和3年度新規事業	令和3年度予算の概要で示した主な事業における新規事業のうち、以下の事業を除いたもの。 ① すでに完了・休止・廃止等になっている事業 ② 国都補助事業(決算で充当された事業を除く) ③ 法令等により市に裁量の余地がない事業及び性質上評価が困難であると思われる事業
過去評価事業に対する再評価	これまでに評価しているもののうち、事業費の推移、社会情勢の変化、業務効率などの視点から改めて評価を実施する必要があると思われる事業
経常事業	事業所管課等において課題や改善の余地があると認識している事業で、事務事業評価を行うことにより改善・見直しに繋がるとと思われる事業
補助金・負担金事業	補助金・負担金のうち、以下の事業を除いたもの。 ① 国都補助事業(決算で充当された事業を除く。) ② 法令等により市に裁量の余地がない事業及び性質上評価が困難であると考えられる事業

7 行政評価制度(事務事業評価)の流れ

ステップ1 一次評価

～現場の意見を反映～

事業所管課によって事業の達成状況、現場の課題、他の類似事業との比較を客観的・統一的手法により評価します。



ステップ2 二次評価

～客観的な評価により各事業の課題を把握～

現場に近い管理職(事務事業等適正化委員会)によって、客観的な視点から評価し、各事業における西東京市の水準、課題を明確にします。



ステップ3-1 市民要望等の聴取

～市民要望等を反映～

中間の評価結果を公表するとともに、市民説明会や市民意見提出手続制度(パブリックコメント)で市民要望等を把握します。



ステップ3-2 外部評価

～行財政改革推進委員会による評価～

市民や有識者など行政外部の視点による評価を取り入れます。



ステップ4 部長調整会議

～全庁的視点による事業の選択と集中～

より高度の視点から、西東京市における課題や市民需要等を把握し、選択と集中によって事業見直しのポイントを提示します。



ステップ5 行財政改革推進本部評価

～経営トップによる判断～

行財政改革推進本部(市長等経営層から構成)において、市の戦略を明らかにします。



ステップ6 改善の方向性・スケジュール

～今後の対応～

行財政改革推進本部評価を受けて、事業所管課が今後の改善の方向性やスケジュール等を示し、事業改善に向けて取り組みます。

評価した事業に対するフォローアップ

事業を評価した翌年度に、当該事業に対するフォローアップを実施することにより、評価結果に対する着実な見直しや予算への反映に向けて、進捗管理を行います。

Ⅱ 令和6年度行政評価(事務事業評価)

1 行政評価(事務事業評価)の取組状況

- 令和6年度は30の事業(事後30・事前0)を評価しました。
- 二次評価までの評価結果は、市HPにおいて公表し、8月1日から9月2日までパブリックコメントによる意見募集を行いました。
- 行財政改革推進本部評価では、寄せられたパブリックコメントの意見や外部評価結果等も踏まえ、最終的な評価を行いました。

2 行政評価(事務事業評価)の結果一覧

【事後評価結果】

	拡充	継続実施	改善・見直し	抜本的見直し	廃止
一次評価	4	18	4	4	0
二次評価	1	9	11	7	2
行革本部評価	1	5	14	8	2

拡 充：事業拡充・強化の方向で、現状どおり事業を実施していくもの。
継 続 実 施：現状水準・同様の規模で、現状どおり事業を実施していくもの。
改 善 ・ 見 直 し：現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直し等により、改善を図るべきもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
抜 本 的 見 直 し：事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
廃 止：事業を廃止するもの。全く異なる形態で事業を再構築する場合も含む。

【事前評価結果】

	事業化	実施を延期	抜本的見直し	計画を中止
一次評価	0	0	0	0
二次評価	0	0	0	0
行革本部評価	0	0	0	0

事 業 化：計画どおり、事業化するもの。
実 施 を 延 期：事業化に向けては課題があり、実施時期を延期するもの。当面、事業化に向けた調整を進めていく。
抜 本 的 見 直 し：事業の内容や実施形態の変更など、事業化に向けては仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
計 画 を 中 止：事前評価の結果、事業化しないもの。全く異なる形態で計画を再構築する場合も含む。

≪事業別一覧≫ 個別の事務事業評価の内容は、「事務事業評価シート」をご覧ください。

部署名		事業番号	事務事業名	行革本部評価	頁
企画部	秘書広報課	1	市民相談事業費	改善・見直し	22
	情報推進課	2	デジタル化の推進	抜本的見直し	24
総務部	職員課	3	職員研修費	改善・見直し	26
	危機管理課	4	危機管理体制整備支援委託料	改善・見直し	28
	危機管理課	5	防犯パトロール委託料	改善・見直し	30
健康福祉部	地域共生課	6	権利擁護センター事業費	改善・見直し	32
	高齢者支援課	7	寝具乾燥事業費	廃止	34
	高齢者支援課	8	高齢者入浴サービス事業費	廃止	36
	高齢者支援課	9	高齢者等外出支援サービス事業費	抜本的見直し	38
	高齢者支援課	10	地域介護予防活動支援事業費(介護支援ボランティア謝金)	抜本的見直し	40
	障害福祉課	11	ハンディキャブ運行事業費	抜本的見直し	42
	障害福祉課	12	地域福祉団体等振興事業費	抜本的見直し	44
	障害福祉課	13	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	継続実施	46
	障害福祉課	14	地域生活支援拠点等の整備	改善・見直し	48
	健康課	15	若年こころの健康相談の開設	継続実施	50
	健康課	16	予防接種費用助成費(里帰り先等での予防接種費用の助成制度)	改善・見直し	52
子育て支援部	子ども家庭支援センター	17	地域子ども・子育て支援事業費(ショートステイ)	拡充	54
生活文化スポーツ部	産業振興課	18	中小企業共済事業費	改善・見直し	56
	協働コミュニティ課	19	自治会・町内会等活性化補助金	改善・見直し	58
みどり環境部	みどり公園課	20	下保谷四丁目特別緑地保全事業費	改善・見直し	60
	みどり公園課	21	緑と花の沿道推進事業補助金	改善・見直し	62
	ごみ減量推進課	22	塵芥収集事業費(ふれあい収集)	継続実施	64
	ごみ減量推進課	23	集団回収奨励金	継続実施	66
教育部	教育企画課	24	小・中学校諸行事運営事業費(周年行事)	抜本的見直し	68
	学務課	25	就学支援委員会等事務費	改善・見直し	70
	学務課	26	特別支援就学奨励費	改善・見直し	72
	教育指導課	27	外国人英語指導事業(ALT事業)	継続実施	74
	教育支援課	28	教育相談事業費	改善・見直し	76
	社会教育課	29	地域生涯学習事業費	抜本的見直し	78
	社会教育課	30	文化財保護事業費(デジタル技術の活用)	抜本的見直し	80

3 外部評価の取組状況

(1) 実施概要

実 施 目 的	第三者の視点を取り入れた評価と、職員の説明能力向上
評 価 者	行財政改革推進委員会(学識経験者5名、公募市民3名)
説 明 員	評価対象事業の所管課長
評 価 対 象 事 業 数	4事業(下表のとおり)
実 施 日 時 等	①事業内容の説明 令和6年 8 月8日(木) ②外部評価の実施 令和6年 8 月 21 日(水)
評 価 結 果 の 取 扱 い	行財政改革推進本部最終評価の重要な判断材料とする。

(2) 外部評価対象事業の選定

《選定基準》

外部評価対象事業の選定においては、以下の事由のいずれかに該当する事業のうち、事業費の規模や民間活用など外部委員の知見による事業の再構築の観点から選定した。

《選定事由》

- ① 二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」となった事業
- ② 一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業
- ③ 一般財源負担が1千万円以上である事業
- ④ 補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業
- ⑤ 目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群

令和6年度外部評価対象事業

事業番号	事業名	所管課	一次評価	二次評価	掲載頁
9	高齢者等外出支援サービス事業費	高齢者支援課	継続実施	抜本的見直し	38
11	ハンディキャブ運行事業費	障害福祉課	改善・見直し	抜本的見直し	42
20	下保谷四丁目特別緑地保全事業費	みどり公園課	改善・見直し	改善・見直し	60
30	文化財保護事業費(デジタル技術の活用)	社会教育課	継続実施	抜本的見直し	80

(3) 外部評価の実施

《評価の基本的な考え方》

外部評価は、行財政改革推進本部評価(最終評価)と同様に、「拡充」、「継続実施」、「改善・見直し」、「抜本的見直し」、「廃止」の5つの方向性のいずれかを選択した上で、その理由を記述する。

外部評価は、行財政改革推進委員会の開催により実施し、通常の会議と同様、会議は公開、傍聴も可能とした。

《評価の流れ》

- ① 事業所管課からの説明(事業概要と一次評価の説明) (7分)
- ② 二次評価に関する補足説明(事務局) (3分)
- ③ 質疑応答(課題認識、市民要望、見直しや改善に向けた検討状況等) (10分)
- ④ 評価者間での意見交換と評価結果のとりまとめ (10分)

(4) 外部評価の評価結果

評価対象事業	高齢者等外出支援サービス事業費	所管課	高齢者支援課
評価結果	抜本的見直し		
評価コメント			
類似事業を行う他市では、前日予約や電話予約が可能であることと比較すると、利用の都度、利用計画票を書面にて15日前までに提出する必要がある本市の運用は、利便性に課題があり、利用者が固定化されている一因でもあると推測される。また、民間の介護タクシーが普及してきた現在、高齢者の移動支援サービスを取り巻く環境は事業開始当初と大きく異なることから、改めて本事業が対象とすべき利用者の範囲や人数の把握が必要であると考え。まずは、本事業の利用実態の把握に努め、事業が目指す姿を明確にするとともに、利便性の向上に向け、運用方法の抜本的な見直しが必要である。			
外部評価者の主な意見			
○所管課がこの事業についての目標数値を明確にする必要がある。			
○利用計画票の提出が15日前までに必要だということ、書面での手続きが必要というところに課題があり、利用者が固定化されている一番の原因になっているのではないかと。事業者と調整し、できるだけコストが増加しない形で改善を図り、利便性を向上させることが望ましい。			
○介護タクシーが普及してきた現在の環境下で、利用者の固定化を解消するためにも、事業の在り方を考える必要がある。			
○類似事業を行っている他市の運用方法を参考に利便性の向上を図ると同時に、本市の利用者の固定化の状況や、利用実態を把握した上で事業の見直しを行うべきである。			

評価対象事業	ハンディキャブ運行事業費	所管課	障害福祉課
評価結果	抜本的見直し		
評価コメント			
本事業は需要が高く、予約が埋まっていることを理由に利用を断るケースも生じている。ストレッチャー型の車いすの利用者のように、民間サービスでの代替が難しい方が優先的に利用できる仕組みの構築や、需要に合わせた車両の確保ができるような委託内容の検討を行うなど、本事業を必要とする方にサービスが確実に届くよう、抜本的な見直しが必要である。また、類似する本市の他の移動支援サービスのように、受益者負担の導入の検討も必要であると考える。			
外部評価者の主な意見			
○ニーズがあっても断っている状態を改善し、民間サービスで代替ができる対象者をそちらに寄せ、対象者の最適化をするという点には争点がないように感じる。			
○多くの方をお断りしているというような実態であれば、事業として問題である。新しい仕組みを作り直すというくらいの気構えでやらないと事業改善できないのではないかな。			
○利用実績に応じた契約とし、稼働が多い平日は、事業者が対応できる範囲で台数を増やし、休日は減らすなど、需給バランスをとることが必要ではないかな。			
○民間サービスでの代替が難しいストレッチャー型の車いすの利用者と、それ以外の利用者というところで線引きをするのが良いのではないかな。			
○一次評価、二次評価にあるような受益者負担の導入の検討も必要である。			

評価対象事業	下保谷四丁目特別緑地保全事業費	所管課	みどり公園課
評価結果	改善・見直し		
評価コメント			
特別緑地の保全と活用を両輪で進めていくためには、まずはそれぞれの視点での本事業の目標数値を明確にする必要があると考える。その上で、緑地の維持管理には多額の事業費を要しており、今後更なる増大が見込まれている現状からも、事業費の抑制のために、クラウドファンディングやふるさと納税をはじめとした寄附金制度の活用や、民間団体等との協働などの取組が必要である。将来的に、一般開放の拡大や管理運営体制の見直しなど、緑地の運用が変わっていく可能性もあることから、現時点ではあらゆる角度からの手法を検討されたい。			
外部評価者の主な意見			
○保全と活用を両輪で進めていくためには、保全についての目標数値も明確にする必要があるのではないかな。 ○今後、一般開放の拡大などの管理運営体制や、予算額が大きく動く可能性があることから抜本的な見直しが必要ではないかな。 ○今後も事業費の増大が想定されていることから、歳入の確保に向けた様々な工夫が必要である。 ○樹木の剪定や建屋の修繕をワークショップのようなイベントとして実施し、参加費を徴収することで、認知度の向上と併せて歳入の確保ができるのではないかな。 ○クラウドファンディングやふるさと納税などで寄附を募り、この緑地を守りたいという思いを持つ方が、寄附を通じて繋がりや思い入れを感じられるような仕組みがあれば効果的だと思う。 ○コスト削減に努めるだけでなく、NPO団体等に緑地を活動の場として提供し、その対価として保全活動を行っていただくなどの工夫も可能ではないかな。			

評価対象事業	文化財保護事業費(デジタル技術の活用)	所管課	社会教育課
評価結果	抜本的見直し		
評価コメント			
本事業は、下野谷遺跡の当時の様子をVRで観察できたり、解説が映像で見られたりするなど、教育的な観点からは意義がある。しかし、二次評価で指摘されているように、コンテンツの改修を含めた維持管理に多額の費用がかかっているものの、ダウンロード数は伸びておらず、アプリという形で公開する必要性には疑問がある。アプリ上で公開されているデジタルコンテンツをブラウザへ移行するなど、コンテンツの活用手法について抜本的に見直し、経費の削減に向けた取組が必要である。			
外部評価者の主な意見			
○アプリのダウンロード数は頭打ちであり、劇的には増えないと考える。特定のアプリや端末でなくても閲覧できるようにすることで裾野を広げられるのではないかな。 ○現地に足を運んだ人が、その場で見られるようなコンテンツであるべきである。 ○アプリの内容は、教育的な観点では意義があることから、現在公開されているコンテンツの内容は変える必要はないが、ブラウザ上で公開するなど、コストを下げる検討が必要である。 ○タブレットを貸し出しするのではなく、アプリのQRコードを掲載したチラシ等を配布し、個人の端末で見ていただくことも可能ではないかな。 ○学校教材としてはとても良いが、縄文時代のムラを、「体感」「体験」「体得」することができるかという点は疑問がある。 ○既存のコンテンツの活用方法について抜本的に見直し、アプリ自体の更新やコンテンツ修正等を行うべきではない。			

4 事務事業評価シートの見方

(1) 事務事業評価シート

事務事業評価シート

事業番号	事務事業名	所管部課			
------	-------	------	--	--	--

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	事業の実施目的や、実施により達成すべき状態などを記載しています。		実施の根拠となる法令等を示しています。	
	☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領			
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
事務事業の概要	事業の全体像が分かるよう、事業内容や実施方法、業務の流れなどを簡潔に記載しています。			
	事業の開始時期を記載しています。 (合併以前の場合は「合併前」として います。)		事業の実施形態について該当する項目にチェックをしています。 直営:市が直接実施するもの。 委託:市が民間事業者やNPOなどに委託して実施するもの。 補助:市が団体等に補助金を交付して実施するもの。	
	事業開始時期【4】			
	実施形態【5】 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他			

事業費データ	項 目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	事業費と主な経費ついて、決算額、予算額に基づき記載しています。				千円
	内訳					
	主要な経費:					
	その他:					
	財源	事業費の財源について、記載しています。				千円
	内訳					
	国庫支出金・都支出金 地方債 その他 () 一般財源					
	所要人員(B)【7】	年間で当該事業に関わる所要人員を記載しています。				人
	人件費(C)=平均給与×(B)	0	0	0	0	千円
会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円	
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	評価指標とした各年度の実績値と総コストから単位当たりコストを算出して記載しています。				千円	
単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/ ()					千円	

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①					
	②					
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
【10】	事業実施効果等を測るものとして、評価指標を設定し各年度の実績値を記載、数値の経年変化等の要因等について分析し記載しています。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)		
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☐ 中 ☐ 下	多摩26市や近隣市などとの比較による本市のサービス水準について記載しています。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☐ 無	代替・類似サービスがあるものについては、具体的な事業名称や本事業との相違点などを記載しています。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由	
A	事業の必要性		「検証項目判断基準」により、事業所管課が事業を自己分析し、各検証項目における判定及び判定理由を記載しています。	
	実施主体の妥当性			
B	事業(補助)の対象			
	事業(補助)の内容			
	受益者負担			
	事業コスト			
	業務負担			
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目				
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】		
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		上記の判定理由を踏まえ、事業所管課における評価を決定し、その判断理由や現状の課題などについて記載しています。		

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由	
A	事業の必要性		事務事業等適正化委員会(各部庶務担当課長等で構成)による、各検証項目の判定及び判定理由を記載しています。	
	実施主体の妥当性			
B	事業(補助)の対象			
	事業(補助)の内容			
	受益者負担			
	事業コスト			
	業務負担			
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目				
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】		
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		上記の判定理由を踏まえ、事務事業等適正化委員会における評価を決定し、本事業における課題や改善・見直しの方向性等について記載しています。		

【外部評価】

外部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		市民や有識者などから構成された行財政改革推進委員会による外部評価の対象となった事業については、外部評価結果及び評価コメントを記載しています。	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		市長等経営トップで構成する行財政改革推進本部(行革本部)における評価結果及び評価コメントを記載しています。	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	行革本部評価を踏まえ、事業所管課において、本事業における今後の方向性や改善見直しのスケジュールを記載しています。
----------------------	--

(2) 検証項目判断基準(事後評価)

	項目	判定	判定理由
A 事業実施の意義を検証	事業の必要性	高い	基礎的な市民生活を送るうえで不可欠な事業である。
		普通	より豊かな市民生活の形成に寄与する事業である。
		低い	目的をある程度達成している。他に優先すべき事業がある。
	実施主体の妥当性	適切	市域内において、民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供している例がなく、市が主体となって実施する必要がある。
		課題有	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供し、質や量など総合的に勘案し、市が主体となつて行う必要性が低い。
B 事業の内容・実施方法を検証	事業(補助)の対象	適切	真に必要な対象者にサービスが提供できており、改善・見直しの余地がない。
		課題有	対象要件など、改善・見直しの余地がある。
	事業(補助)の内容	適切	事業内容等を毎年度見直し・改善を行っている。 または、現段階でこれ以上の改善の余地がないと思われる。
		課題有	事業改善の余地があると思われ、今後、事業内容等の見直し・改善を行う必要がある。
	受益者負担	適切	適正な受益者負担を行っている。 または、本サービスは100%市が負担すべきものである。
		—	受益者負担の考え方には、該当しない事業
		課題有	受益者負担を導入していない、もしくは導入しているが見直しの余地があり、今後、社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、見直しを検討する必要がある。
	事業コスト	高い	他自治体と比較して高コストである。
		普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
		低い	他自治体と比較して低コストである。
	業務負担	多い	事業実施効果に対し、業務負担が大きい。
		普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
		少ない	事業実施効果に対し、業務負担が少ない。

Ⅲ 事務事業評価シート

事務事業評価シート

事業番号 1	事務事業名 市民相談事業費	所管部課 秘書広報課
-----------	------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	市民が抱える日常生活の中の悩みごと・困りごとに対し適切な相談機関の案内や、解決のための方向性を示すために、市民からの相談に応じることを目的とする。		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	【根拠法令等：西東京市市民相談事業実施要綱】			
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
【事業内容／実施方法】 市民相談室において、各種専門家による専門相談を業務委託により実施するほか、市民相談員による一般市民相談を実施。相談は全て無料 ■専門相談（全て予約制、1回30分間、電話又は対面により実施） 法律相談、税務相談、登記相談、表示登記相談、年金・労災・雇用保険相談、不動産相談、交通事故相談、相続・遺言・成年後見等手続相談、行政相談 ※「交通事故相談」と「行政相談」は、国及び公益財団法人による事業で、相談場所のみの提供であるため、予算措置はない。 ■一般市民相談（午前8時30分から午後5時まで、毎週月曜日から金曜日まで、対面により実施） 市民相談員（会計年度任用職員）5人が1日6時間、週5日勤務 ※うち1人は2階フロアマネージャーとして配置				
事業開始時期【4】		合併前	実施形態【5】	☒ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他（ ）

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A) 【6】	17,764	17,694	17,334	19,934	
内訳	主要な経費：報酬等	12,827	12,743	12,860	14,958	千円
	その他：委託料等	4,937	4,951	4,474	4,976	
	国庫支出金・都支出金					
	地方債					
	その他（ ）					
財源内訳	一般財源	17,764	17,694	17,334	19,934	
	所要人員(B) 【7】	0.20	0.20	0.20	0.20	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	1,461	1,435	1,435	1,435	千円
	会計年度任用職員報酬等(C') 【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	19,225	19,129	18,769	21,369	千円
	単位当たりコスト 【9】 (E)=(D)/ (一般市民相談件数)	7	7	8	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①一般市民相談件数	2,663	2,682	2,480		件
	②専門相談件数	1,351	1,399	1,412		件
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①のうち広報物案内などの軽易なものを除いた件数：令和3年度 849件、令和4年度 1,088件、令和5年度 986件 ②専門相談開催回数は、各種専門相談の種類別開催日数の合計 ※専門相談稼働率（令和4年度実績）：法律相談 89%、税務相談 96%、登記相談 86%、表示登記相談 24%、年金・労災・雇用保険相談 56%、不動産相談 71%、交通事故相談 32%、相続・遺言・成年後見等手続相談 94%、行政相談 11%					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下 一般市民相談は、26市中20市が行っている。うち、会計年度任用職員のみで行っている市は本市を含め3市である。 専門相談は、各市において無料の相談業務を行っており、相談の種類もほぼ同様である。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無 法テラス等では法律相談を実施している。その他各種相談においても各士業において類似した相談を行っているものもある。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	市民の抱える日常生活での悩み事などに対して、解決の糸口を探るものである。
	実施主体の妥当性	適切	気軽に無料で相談できる体制を確保する必要があることから妥当である。
B	事業（補助）の対象	課題有	稼働率の低い専門相談については、運用の工夫などが課題である。
	事業（補助）の内容	適切	市民相談員と随時意見交換を行っており、内容は適切であると考ええる。
	受益者負担	適切	市民が悩みごと・困りごとについて気軽に相談できる窓口として、無料で実施することは適切である。
	事業コスト	普通	実施形態が異なるので比較が困難であるが、人件費は平均的な水準である。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		市民相談は、広く市民の日常生活での悩み事などに対して、解決の糸口を探るツールとして重要である。一般市民相談については、適切な相談機関への案内や、解決に向けた方向性を示すには経験の蓄積によるところが大きいことから、行政機関での勤務を経験し、かつ市の業務内容に精通した会計年度任用職員を引き続き配置する必要があると考える。専門相談については、一部相談の稼働率が低く、相談できる内容などについての周知方法の検討が必要である。 引き続き、相談体制の充実を図るとともに、庁内部署や関係機関と連携しながら様々な相談への対応等に取り組む必要があると考える。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	適切な相談機関の案内や、解決のための糸口を見出すために一定の役割を果たしている。
	実施主体の妥当性	適切	市以外の団体で、無料で同種のサービスの提供は難しいと考える。
B	事業（補助）の対象	課題有	専門相談の稼働率の差異が大きいことから、利便性等に関する意向調査等を行うなど、工夫が必要である。
	事業（補助）の内容	課題有	市民相談室について、市民の動線からはやや見えにくく、改善が必要である。
	受益者負担	適切	市民が悩みごと・困りごとについて気軽に相談できる窓口として、無料で実施することは適切である。
	事業コスト	普通	実施形態が異なるので比較が困難であるが、人件費は平均的な水準である。
	業務負担	多い	専門相談の契約事務や、市民相談員が不在の際の対応など、業務負担は多い。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、市民が抱える日常生活の中の悩みごと・困りごとに対し、適切な相談機関の案内や、解決のための糸口を見出すために一定の役割を果たしている。また、本年4月より相続登記の義務化が開始されたことにより、更なる利用の増加が見込まれるところである。しかしながら、専門相談は相談内容により稼働率に差異が見られることから、窓口の利便性等に関する分析を行う必要がある。 市民相談が市民にとって分かりやすく、利用しやすい窓口となるよう、相談名称の工夫や、市報・ホームページ以外の周知方法、窓口の動線等について検討するとともに、市民相談員の配置数や箇所についても整理を図られたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、広く市民からの相談に応じ、適切な相談機関の案内や、解決のための方向性を示すものであり、必要性は認めるところである。しかしながら、専門相談について、内容によっては予約が早期に埋まってしまうものもあり、相談枠の設定について工夫が必要である。また、保谷庁舎機能の再配置により、現在の窓口体制となつてから一定期間が経過したことから、改めて窓口の利便性等について検証を行う必要があると考える。 市民にとってわかりやすく、利用しやすい窓口となるよう、周知方法やデジタル技術の活用について検討するとともに、窓口の動線や市民相談員の配置数、箇所等については検証結果を踏まえ見直しを図られたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 専門相談について、利用状況に応じた相談枠の設定等の見直しの検討を行う。 ◇令和8年度 令和7年度の見直しの検討に基づいた対応を行う。 市民相談について、周知方法のほか、窓口の動線や市民相談員の配置数、箇所等について見直しを行う。 ◇令和9年度 令和8年度の見直しについて、検証を行う。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 2	事務事業名 デジタル化の推進	所管部課 情報推進課
-----------	-------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	保谷庁舎機能の再配置後における、相談サービスの維持に向けた試行的な取組として、来庁された方が必要以上に移動することなく、顔が見える相談を行える体制の構築を目的とする。		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 タブレット機器を使い、保谷庁舎と田無庁舎の二庁舎間でウェブ相談が可能な環境を構築する。保谷庁舎で相談を受け付けの中で、相談者の希望を聴き取りながら必要に応じて案内を行う。 【実施方法】 保谷庁舎「福祉の相談窓口」と田無庁舎「福祉丸ごと相談窓口」をはじめとする相談窓口にタブレット機器を配置している。 ・田無庁舎：福祉丸ごと相談、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課 ・保谷庁舎：福祉の相談窓口 <国庫支出金>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和3年度）		
事業開始時期【4】		令和3年度	実施形態【5】
			☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A) 【6】	7,427	554	554	347	
内訳	主要な経費：情報システム機器リース料	231	554	554	347	千円
	その他：庁内無線LAN整備工事	7,196				
	国庫支出金・都支出金	7,196				
	地方債					
	その他 ()					
財源内訳	一般財源	231	554	554	347	
	所要人員(B) 【7】	0.10	0.05	0.05	0.05	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	731	359	359	359	千円
	会計年度任用職員報酬等(C') 【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	8,158	913	913	706	千円
	単位当たりコスト 【9】					
	(E)=(D)/ (オンライン相談件数)			913	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①オンライン相談件数	0	0	1		件
	②					
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 保谷庁舎における相談の中で、田無庁舎と連携する案件があった際に、ウェブ相談も可能であることをお伝えすることはあったが、相談者としては対面のニーズが強く、田無庁舎に行き直接相談することを選択する方がほとんどであった。 令和5年度の実績は、令和5年12月20日の保谷庁舎「福祉の相談窓口」開設後に、田無庁舎「福祉丸ごと相談窓口」へ制度説明のためにつないだものである。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	市民に対するアンケートを取ることができていないが、相談は長時間に及ぶ場合もあることや、相談内容が多層的であることも多いことから、特定の部署とタブレットで接続するよりも、対面での実施にニーズがあったものと考えられる。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	Gov Tech東京において、「オンライン相談システム」の共同調達に向けた検討が行われていたが、セキュリティやコスト面に課題があるなどの理由から、具体的な共同化は進んでいない。また、近隣4市では施設間におけるオンラインを活用した相談業務は行っていないことが確認されている。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	令和5年12月20日から、保谷庁舎にて「福祉の相談窓口」の一部機能が有人で開設されている。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	特に相談サービスにおいては、ウェブよりも対面形式にニーズがある。
	実施主体の妥当性	適切	窓口対応は市が行うため、実施主体としては妥当である。
B	事業（補助）の対象	課題有	保谷庁舎又は田無庁舎に来庁された相談者に限定される。
	事業（補助）の内容	課題有	相談窓口等の体制の在り方などと併せて、今後検討していく必要がある。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	近隣市に導入実績がなく比較は難しいが、タブレットの既存アプリを活用するなど、標準的なコストで取り組んでいる。
	業務負担	少ない	契約業務等の事務に係る負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		当初は、タブレット機器を導入することで、デジタルに両庁舎間をつなぐことを想定していたが、対面での相談ニーズが強く、令和5年度から保谷庁舎にも有人で相談窓口を開設している。今後は、タブレット機器を活用してではなく、対面による丁寧な対応を続けながら、自治体DX推進計画の一つであるフロントヤード改革に沿って、窓口業務のBPRと併せて、全庁的な視点での窓口DXについて検討を行っていく。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	窓口サービスにおける利便性向上のためには必要な事業と言える。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって行うサービスである。
B	事業（補助）の対象	課題有	市民周知が不足している。
	事業（補助）の内容	課題有	今後の相談窓口等の体制について検討する必要がある。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	低い	タブレットの既存機能を使うなどリモート窓口相談事業としての導入構築コストは低いと言える。
	業務負担	少ない	導入に係る負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、保谷庁舎機能の再配置後における利用者の皆様の窓口サービスについて、タブレット端末を使って双方向の相談体制をつくり、市民サービスの維持向上を図る目的で試行実施されたものである。また、今後のまちづくりに向けて市民相談や行政手続等を身近な窓口等で実施する際の検証にも寄与するものである。導入の時期がコロナ禍と重なり検証が難しい状況であったが、市民からは相談内容や時間などの面で対面での相談ニーズの方が強い結果となっている。窓口のデジタル化は今後必須となると考えられるが、本事業の結果等を活かしつつ、実施体制や方法、効果などを早期に検証し、人にやさしいデジタル化の視点での取組とされたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、令和3年度から試行実施されたものであるが、相談件数の実績からも、庁舎間の相談においては対面での相談ニーズの方が強い結果となり、職員も柔軟に対応してきたところである。 一方、相談者が来庁することなく自宅等から相談ができるオンライン相談窓口については、庁内の他業務での実績もあり、利便性の向上のためにも今後推進していく必要があると考える。今後は、本事業の結果を活かし、窓口業務のデジタル化について、全庁的な取組を進められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度以降 オンライン相談窓口やワンストップ申請など窓口業務のデジタル化について、市民の利便性向上の観点から全庁的な検討を進める。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 3	事務事業名 職員研修費	所管部課 職員課			
-----------	----------------	-------------	--	--	--

事務事業の概要	事務事業の目的【1】				根拠法令等【2】
	時代や環境の変化に対応でき、必要な職務遂行能力や知識の開発・向上に積極的に取り組める人材を育成することを目的とする。				☒ 法律 ☒ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領
	【根拠法令等：地方公務員法、西東京市職員研修規則】				
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】				
	【事業内容・実施方法】 ■派遣研修（東京都市町村職員研修所など） 外部機関へ職員を派遣し、参加する研修。必修、所属長推薦又は希望により受講者を決定している。 研修メニュー：新任研修、政策提案など（R5決算額：8,757千円） ■独自研修 市職員や外部人材が講師となり、市が独自で実施する研修。必修又は希望により受講者を決定している。 研修メニュー：情報セキュリティ研修、実務基礎研修など（R5決算額：2,588千円） ■自主研修（自己啓発経費助成制度あり） 職員が自主的に行う研修。①通信教育研修、②資格取得、③自主研究グループ活動に対して市が助成している。（R5決算額：74千円）				
事業開始時期【4】		合併前	実施形態【5】	☒ 直営 ☒ 委託 ☒ 補助 ☐ その他（ ）	

事業費データ	項 目	令和3年度 （決算額）	令和4年度 （決算額）	令和5年度 （決算見込額）	令和6年度 （予算額）	単位	
	事業費(A)【6】	11,057	11,542	11,552	12,715	千円	
	内訳 主要な経費：市町村総合事務組合負担金	6,966	7,046	7,034	7,237		
	内訳 その他：委託料、旅費等	4,091	4,496	4,518	5,478		
	財源 国庫支出金・都支出金						
	財源 地方債						
	財源 内訳 その他（ ）						
	財源 一般財源	11,057	11,542	11,552	12,715		
	所要人員(B)【7】	1.60	1.60	1.60	1.60		人
	人件費(C)=平均給与×(B)	11,688	11,482	11,482	11,482		千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】	454	457	460	540		千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	23,199	23,481	23,494	24,737	千円	
単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/（ 延べ受講者数 ）	11	12	12	—	千円		

評価指標	指標名	令和3年度 （実績値）	令和4年度 （実績値）	令和5年度 （実績値）	令和6年度	単位
	①延べ受講者数（eラーニングを除く）	2,030	1,944	1,888		人
	②受講者満足度（5が最も満足）	4.4	4.4	4.3		-
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①【指標理由】より多くの職員が受講することで直接的な効果が期待できる。 【数値内訳】研修所派遣研修＋市独自研修の延べ受講者数を計上 ※新型コロナウイルス感染症対策により前年度研修を繰り越したため、令和3年度の実績は増えた。 ②【指標理由】受講した職員の満足度が高ければ、研修効果があったと推察できる。 【数値内訳】市独自研修の受講満足度（内容構成・理解度・有効性・講師・資料・時間の6項目の平均値）を計上					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 （アンケート結果など）	過去3か年度において、市独自研修の受講者満足度は5段階で4以上と高い満足度となっている。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 （平均値、本市の順位など）	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	◇職員1人当たりの研修費（人件費・研修所負担金除く） 26市中20位 ※市職員を内部講師とすることで、他市比較での総コストを抑えながら、市の実態を踏まえた研修・講義を展開している。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	国・都・民間・外部機関等が主催の研修 （例：総務省統計研究研修所、公益財団法人東京税務協会など）

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	職員を育成する上で不可欠な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	地方公務員法により、研修を受ける機会の提供が任命権者に義務付けられている。
B	事業(補助)の対象	適切	若手職員を中心に職員全員を対象とする事業である。
	事業(補助)の内容	適切	年度毎に重点研修を設定するなど、常に最新の行政課題に対応した研修メニューを提供している。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	低い	他自治体と比較して低コストである。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☒ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		限られた人員で複雑・多様化する行政課題に対応するためには、これまで以上に職員の育成を推進し、組織力の向上へとつなげていく必要がある。令和6年4月1日時点で勤続12年以内の職員は48.5%と3年連続で増加しており、若手職員の育成は喫緊の課題である。一方で、事業コストは他自治体と比較して低く、予算上の制約により募集人数を十分確保できていない研修もある。今後は、研修の内容・効果を改めて検証するとともに、研修の充実を図っていく必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	行政サービスの維持・向上のためには、研修による職員の能力開発が不可欠である。
	実施主体の妥当性	適切	地方公務員法により、研修を受ける機会の提供が任命権者に義務付けられている。
B	事業(補助)の対象	適切	全職員を対象としており適切である。
	事業(補助)の内容	課題有	各機関で行う研修情報の発信方法や、メニューについては整理が必要である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	低い	他自治体と比較して低コストである。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		複雑化する行政課題に対応するためには、職員の知識・スキルの習得が不可欠であるが、各機関で研修がばらばらに行われており、職員がどの研修メニューを受講すればよいか分かりにくい。研修情報の発信には更なる工夫が必要である。 また、多忙な中でも計画的に研修を受講でき、現職場に必要なスキルのみならず、目指すキャリアに必要なスキルの獲得など将来に向けたチャレンジの機会ともなるよう、まずは既存研修の効果や内容を精査し、研修メニューの整理を図られたい。その上で、重点化すべき部分について、実施回数増や実施方法の充実など、拡充を行っていただきたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、職員の自律的な成長を支援する人材育成において、必要性は認めるところである。研修の受講者満足度は高く、限られた予算の中で工夫を図られていることは評価するが、二次評価でも指摘があるように、職員がどの研修メニューを受講すればよいか分かりにくい点には課題がある。 職員が自身のキャリア形成を図る上で適切な研修を選択できるよう、各機関が実施する研修について実施時期や研修目的を一覧にして示すなど、情報発信について工夫が必要である。また、研修の充実を図る際には、職員のニーズを適切に把握されたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 派遣研修及び独自研修の実施時期や実施目的等の情報を効果的に職員に向けて発信できるような手法の検討を進める。 職員研修推進プロジェクト委員会にて把握した職員ニーズの分析を行う。 ◇令和8年度 令和7年度の検討を踏まえ、事業の見直しを実施する。 ◇令和9年度 令和8年度の見直しについて、検証を行う。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 4	事務事業名 危機管理体制整備支援委託料	所管部課 危機管理課
-----------	------------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	危機管理に関する研修・訓練を実施することで、庁内の災害対応力の強化や避難所運営協議会などの地域防災力の強化を図ることを目的とする。		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容／実施方法】 危機管理研修及び訓練支援を委託により実施している。令和5年度から、避難所開設のマニュアルとなるアクションカードを全小・中学校で作成し、アクションカードを用いた訓練を実施。令和7年度までの3か年で全小・中学校での訓練を完了する予定としている。 ■危機管理研修 ・【令和4年度まで】災害対策本部設置時の防災体系に基づく災害対策本部員を対象とした危機管理訓練（レベル4訓練）の実施支援 ・【令和5年度以降】災害対策本部訓練については直営により実施 ■訓練支援 ・各小・中学校におけるアクションカードの作成支援 全27校分実施（令和5年度実績） ・各小・中学校におけるアクションカードに基づく訓練の実施支援 1回実施（令和5年度実績／総合防災訓練と併せて実施） ・各小・中学校避難所運営協議会に対するワークショップ実施 9回実施（令和5年度実績）			
事業開始時期【4】		平成24年度	実施形態【5】	☒ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	1,133	2,137	2,090	2,200	
内訳	主要な経費：委託料(危機管理研修)	1,133	2,137	0	0	千円
	その他：委託料(訓練支援)	0	0	2,090	2,200	
	国庫支出金・都支出金					
	地方債					
	その他 ()					
財源内訳	一般財源	1,133	2,137	2,090	2,200	
	所要人員(B)【7】	0.40	0.40	0.40	0.40	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	2,922	2,870	2,870	2,870	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	4,055	5,007	4,960	5,070	千円
	単位当たりコスト【9】					
	(E)=(D)/ (訓練等の実施回数)	4,055	5,007	496	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①訓練等の実施回数	1	1	10		回
	②アクションカード作成校数	0	0	27		校
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 危機管理体制の強化として、庁内訓練の強化（レベル4訓練）と関係機関との連携等強化（アクションカードを活用した訓練）がある。 令和5年度より本格的にアクションカードの整備に取り組み始めたため、アクションカードに比重を置いた訓練を行っている。 指標①は委託により実施した訓練等の数(令和3、4年度は危機管理訓練(レベル4訓練)、令和5年度はアクションカードに基づく訓練及び避難所運営協議会に対するワークショップ)					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	避難所運営協議会委員(市民)からは、「座学ではなく、参加・体験型の訓練を多く実施してほしい。」「避難所開設の手順等を動画で学習できるツールがあると良いのでは。」といった意見がある。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	本市と同様の事業を実施している自治体は26市中8市である。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	発災時に円滑に対応を行うためには日頃から体制を整えておく必要がある。
	実施主体の妥当性	適切	市民の安心・安全を守る観点からも市が主体的に取り組む必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	庁内だけではなく、学校を対象にした訓練を新たに実施するなど見直しを図っており、適切である。
	事業（補助）の内容	適切	毎年度訓練内容や実施規模等について、見直しを行っており、適切である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	同内容の事業を実施している市と比較して、同程度の水準である。
	業務負担	多い	各校での訓練に危機管理課職員が担当として参加しており、業務負担が多い。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、災害対策本部員を対象とした危機管理訓練（レベル4訓練）を中心とした庁内の体制整備が主であったが、現在は、避難所運営協議会委員を対象にした避難所開設訓練等を中心としている。発災時の市民の安心・安全を守る観点からすると、各校の訓練練度によって想定する被害状況等を変えるなど、より実際の発災時を想定した様々な訓練を重ねることや、市職員が継続的に訓練に参加し、地域との連携を深めていくことが必要である。今後は、初動要員及び危機管理課を中心とした職員だけでなく、その他の職員においても地域での訓練に参加する機会を設けるなど、庁内における危機管理体制の底上げ方法についても検討していく。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	災害時対応として日頃からの体制強化は必要である。
	実施主体の妥当性	適切	災害時対応は市が主体的に取り組む事業である。
B	事業（補助）の対象	適切	災害時に必要な避難所開設のため、避難所運営協議会を対象にした訓練を実施しており、適切である。
	事業（補助）の内容	適切	訓練内容や実施規模等の見直しを行っており、適切である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	高い	他自治体との比較は困難であるが、実施内容としては高コストである。
	業務負担	多い	各校の訓練に職員が参加しており、業務負担は多い。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、災害時の対応や地域防災力の強化を目的として危機管理研修及び訓練支援等を実施しており、発災時における危機管理体制の確立に向けた必要な事業である。また、令和5年度にはアクションカードの作成や訓練、避難所運営協議会に対するワークショップの実施など、地域に目を向けた取組を進めていることは評価できる。一方で、各校の訓練に職員が参加するなど業務への負担が大きくなっている。危機管理体制の構築は所管部署だけではなく市職員全体で対応すべきものであることから、体制づくりを検討し、効率的かつ効果的な事業実施により事業の充実を図られたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、発災時に円滑な対応を行うための体制整備として必要な事業であり、市職員だけでなく、避難所運営協議会委員等の市民を対象とした研修等を行っていることは評価できる。一方で、毎年度一定の委託料がかかっていることから、本事業の目標を明確にし、事業による成果を適切に測っていく必要があると考える。 危機管理体制を市全体で構築していくための体制づくりを進めるとともに、毎年度行う研修及び訓練の効果検証を行い、委託内容及び事業費への反映を確実に実施されたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 アクションカードを用いた避難所開設訓練について、全小・中学校での実施を完了する。次年度以降は直営での実施とするため、訓練で得られた課題とその対応等を関係機関と整理・共有する。 ◇令和8年度以降 新たに班別災害対応マニュアルに基づく訓練を委託にて実施する。実施に当たり、市全体で取り組むことができる体制の構築を行う。 実施した訓練について検証を行い、翌年度の委託内容に反映する。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 5	事務事業名 防犯パトロール委託料	所管部課 危機管理課
-----------	---------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	市民等の防犯意識の高揚とその自主的な活動を促進し、だれもが安心して暮らすことができる犯罪のない安全なまちをつくることを目的とする。 【根拠法令等：西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例】		☐ 法律 ☒ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 特に小学生の帰宅時間における不審者の対応策、市民の体感治安の向上を目的として、青色回転灯装備車両によるパトロールを実施し、市内における各種犯罪発生防止に取り組んでいる。 【実施方法】 ■委託による巡回（委託業者2名乗車必須） 日時：平日の13時から17時まで（歳末特別警戒期間中は15時から19時まで） 場所：小・中学校を中心に駅前や公園を含む28箇所のほか、不審者情報及び行方不明者情報等が入った場合や、アポ電発生時には、その地域を重点的に広報巡回する。（重点巡回実績 令和3年度 194件、令和4年度 124件、令和5年度 239件）		
事業開始時期【4】		平成21年度	実施形態【5】 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位	
	事業費(A)【6】		4,118	3,844	3,993	5,881	千円	
	内訳	主要な経費:	委託料	4,118	3,844	3,993		5,881
		その他:						
	財源内訳	国庫支出金・都支出金						
		地方債						
		その他 ()						
		一般財源		4,118	3,844	3,993	5,881	
	所要人員(B)【7】		0.10	0.10	0.10	0.10	人	
	人件費(C)=平均給与×(B)		731	718	718	718	千円	
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円	
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		4,849	4,562	4,711	6,599	千円	
	単位当たりコスト【9】							
(E)=(D)/ (パトロール巡回日数)		25	19	19	—	千円		

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①パトロール巡回日数	197	243	243		日
	②市内刑法犯認知件数	813	827	932		件
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
【10】						

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	「屋根の詐欺が多いので重点的にパトロールを行ってほしい」などの市民からの要望があった箇所や、通報による不審者通報発生箇所の重点巡回等を行い、対応について評価されているほか、特殊詐欺発生箇所の重点巡回などの協力、連携において、引き逮捕に結びついたとの報告を、警察署から受けている。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市中、委託によるパトロールを実施しているのは6市(平日の実施時間の平均：17.25時間)
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	西東京市ながら見守り活動に関する協定書に基づく民間車両の営業中の巡回

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	地域の安全・安心を確保するために本事業の必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	市内広域での恒常的なパトロールの実施は防犯市民団体等だけでは難しく、市が行う必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	市民の体感治安が悪い地域に対しての巡回強化要望に貢献している。
	事業（補助）の内容	適切	犯罪発生地域を随時把握し専用車にて巡回しており適切である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	高い	単位時間当たりの委託料の比較では、他市と比較して高コストである。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		パトロールの実施は、市民の体感治安に寄与しているものと認識しており、継続実施すべきである。委託によるパトロール実施は、犯罪等の発生状況に応じて巡回パトロールが可能になるなど、一定の効果はあるものと認識しているが、実施手法については検討の余地があると考ええる。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	地域の安全・安心を確保するために本事業の必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施する必要がある。
B	事業（補助）の対象	課題有	パトロールによる一定の抑止効果はあるが、対象エリアが限られる。
	事業（補助）の内容	課題有	車両台数や頻度、エリアについて改善の余地がある。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	高い	時間当たりの単価比較では、他市と比べて高コストである。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		地域の安全・安心の確保のための本事業の必要性は高く、犯罪の抑止効果に加え、市民や警察署等からの緊急通報にも対応するなど、一定の事業効果は認められる。一方で、様々な要因もあると考えるが、評価指標において近年の市内刑法犯認知件数は増加傾向となっており、これまで以上の対策が急務である。多摩26市では業務委託ではなく、市職員が公務で市内を移動する際に青色回転灯を装備した共用車両によるパトロールを行っている事例が多く、パトロール時間やエリアの拡大などに向けては実施方法の見直しも検討されたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、地域の安全・安心の確保に向け、これまで委託により取り組んできたものであり、一定の効果が認められる。一方で、委託体制の中では、実施時間や体制に制限があることに加え、人件費等の増加による今後の委託料の増も懸念される。 今後、安全・安心なまちづくりをより一層進めていくためにも、改めて費用対効果の検証を行い、委託内容の見直しについて検討が必要である。また、パトロール実施者証を持つ職員によるパトロールについて他市でも実績があることから、本事業を補完するものとして、併せて活用を検討されたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 委託による運行実施日の見直しを実施する。 市職員によるパトロールの実施に向け、職員の普通免許保持者数、共用車の運行状況等の調査を行うとともに、庁内青色防犯パトロール登録全車両へのパトランプ配備を進める。 ◇令和8年度以降 調査結果を踏まえ、他市での実施効果を検証し、青パト装備車両、パトロール実施者証所持職員についての段階的な拡大を検討する。共用車で賄うことのできない休日や夜間帯に特化した業務委託を検討するなど、事業費の圧縮に努める。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 6	事務事業名 権利擁護センター事業費	所管部課 地域共生課
-----------	----------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	判断能力の低下により、財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう成年後見制度の積極的な活動や高齢者等の福祉サービスの利用支援等を図ることを目的とする。 【根拠法令等：成年後見制度の利用に関する法律、西東京市権利擁護センター設置要綱、西東京市保健福祉サービス苦情調整委員会設置要綱、西東京市成年後見制度に係る市長の審判の請求手続き等に関する要綱、西東京市後見等報酬費用の助成に関する要綱】		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容/実施方法】 判断能力が不十分な人に対して成年後見制度の利用支援、市長申立て、市長申立てに係る後見人報酬助成を行うほか、保健福祉サービスに係る解決困難な苦情の調整等を行う。 ①福祉サービスに関する相談業務（保健福祉サービスに関する苦情相談を含む。） 1,445件（令和5年度実績） ②成年後見制度申立て支援 ③あんしん西東京運営審査委員会の運営（市長申立ての適否の審査） 10件（令和5年度実績） ④後見人のサポート 1回（相談会の開催）（令和5年度実績） ⑤社会貢献型後見人の養成及び支援 7人（支援）（令和5年度実績） ⑥保健福祉サービス苦情調整委員会の運営 0件（令和5年度実績） ⑦後見等報酬助成の実施 8件（令和5年度実績） ※①～⑤は委託（西東京市権利擁護センターあんしん西東京事業業務委託） ⑥・⑦は直営 <都支出金> 地域福祉推進区市町村包括補助事業		
	事業開始時期【4】	平成14年度	実施形態【5】 ☒ 直営 ☒ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】		23,936	26,858	28,934	34,580	千円
	内訳	主要な経費：委託料	22,571	24,809	27,362	31,036	
		その他：負担金補助及び交付金等	1,365	2,049	1,572	3,544	
	財源内訳	国庫支出金・都支出金	11,279	12,016	11,912	13,287	
		地方債					
		その他（地域福祉基金繰入金等）	1,000	1,000	3,000	4,015	
	一般財源		11,657	13,842	14,022	17,278	
	所要人員(B)【7】		0.60	0.60	0.60	0.60	人
	人件費(C)=平均給与×(B)		4,383	4,306	4,306	4,306	千円
会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円	
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		28,319	31,164	33,240	38,886	千円	
単位当たりコスト【9】						千円	
(E)=(D)/（成年後見利用支援相談件数）		22	21	23	—		

評価指標【10】	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①成年後見利用支援相談件数	1,281	1,492	1,445		件
	②社会貢献型後見人（市民後見人）の人数	20	23	23		人
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①成年後見制度に係る相談件数は、増加傾向にある。 ②令和4年度に社会貢献型後見人を育成したため、同年度に3名増加している。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	第5期地域福祉計画策定に向けた関係団体からのヒアリングでは、後見人の報酬に対する助成制度の対象要件を市長申立てに限定せず、もっと拡大して欲しいとの要望があった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市においては、権利擁護制度の推進機関を全て単独もしくは共同の形で設置している。 後見人の報酬に対する助成制度を市長申立てに限定している自治体は26市中9市のみ（令和4年度時点）である。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	健康寿命の延伸や高齢者人口の増加により市民の権利擁護に資する本事業の必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	成年後見制度の利用促進、利用支援については、市が担うべきものである。
B	事業（補助）の対象	適切	判断能力が低下した者の権利を擁護する事業のため、対象の範囲は適切である。
	事業（補助）の内容	課題有	報酬助成の対象拡大、権利擁護センターの中核機関化や法人後見の実施など、利用促進の必要性がある。
	受益者負担	適切	裁判所の判定に基づき、後見等開始審判申立費用を請求している。
	事業コスト	普通	各市で委託内容が異なるため比較が難しいが、1人当たりの報酬助成予算は近隣5市の中で低い。
		普通	事業の必要性・効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☒ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		健康寿命の延伸や高齢者人口の増加に伴い、後見人制度の相談件数やニーズは年々高まっている。その中で、市民後見人の育成及び支援が国から求められている。また、成年後見人等への報酬助成対象の拡大を進めることで利用しやすい環境を整備する必要がある。 また、権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を目的とした地域連携ネットワークの構築及び権利擁護センターの中核機関化並びに法人後見を実施することで、市民へ必要な支援が行き届くようにする必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	市民の権利擁護に必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	市が実施すべき事業である。
B	事業（補助）の対象	適切	認知症や知的障害、精神疾患などの理由により判断能力が低下した者の権利を擁護する事業である。
	事業（補助）の内容	課題有	報酬助成の対象拡大や権利擁護センターの中核機関化、法人後見の実施などの課題がある。
	受益者負担	適切	裁判所の判定に基づき、後見等開始審判申立費用の自己負担を求めている。
	事業コスト	高い	委託料が年々増加しているため、委託業務内容を含む見直しが必要と考える。
		普通	過度な業務負担はないものとする。
検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		後見人制度の相談件数やニーズは年々高まっており、成年後見人等への報酬助成対象の拡大を求める要望があることから、権利擁護センターの中核機関化や法人後見の実施、成年後見人等への報酬助成の拡大について検討する必要がある。一方で、毎年度の事業費が増加傾向にあることから、委託内容の中でもウェイトの大きい相談業務について、相談内容の分析等を行い、ICTを活用した相談ツールを導入するなどの業務効率化を検討するとともに、今後の事業展開について優先順位を整理しながら取り組む必要があると考える。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、市民の権利擁護に資するものであり、高齢者人口の増加等を背景に相談件数が増加していることから、必要性は認めるところである。しかしながら、二次評価で指摘されているとおり、相談業務の効率化については検討の余地がある。 委託先が実施する相談業務について見直しを進め、地域連携ネットワークの構築や権利擁護センターの中核機関化、法人後見の実施等の事業展開については優先順位を整理しつつ取り組まねたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 権利擁護センターを中核機関として位置づけるとともに、今後増加が想定される相談に対応できる体制を構築するため、相談業務の効率化について検討する。 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた検討を行う。 報酬助成の拡充に向けた調査研究を行う。 ◇令和8年度以降 令和7年度の検討等を踏まえた対応を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 7	事務事業名 寝具乾燥事業費	所管部課 高齢者支援課
-----------	------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	65歳以上のねたきり又はそれに準ずる状態の方に対し、毎月1回寝具乾燥サービス車が家庭を訪問して寝具乾燥を行い、清潔な寝具を利用していただくことにより、快適な在宅生活を提供することを目的とする。 【根拠法令等：西東京市ねたきり高齢者等に対する寝具乾燥事業実施要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容・実施方法等】 毎月1回、寝具乾燥サービス車が利用者の自宅に訪問し、自ら寝具を干すことが困難な状態にあるねたきりの高齢者等の寝具乾燥を行う。自己負担は実費の1割（生活保護受給世帯等は除く。）。寝具乾燥（熱風乾燥。年10回）、寝具丸洗い（薬剤を用いて消毒し、熱風乾燥。年2回）。1回当たり掛布団と敷布団合わせて3枚、毛布1枚、枕1個まで。 【対象者要件】 西東京市に住所を有し、次の要件を満たす65歳以上の方 ・介護保険法に基づく要介護認定において要介護度3以上の認定を受けている方 ・介護保険認定調査時の障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準においてB1以上の自立度に該当すると判定された方 ※上記の要件を満たさない方であっても、地域包括支援センターの訪問調査により対象となる場合あり。			
事業開始時期【4】		合併前	実施形態【5】	☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	490	564	442	759	
内訳	主要な経費： 役務費	486	561	438	755	
	その他： 需用費	4	3	4	4	
財源内訳	国庫支出金・都支出金					千円
	地方債					
	その他（利用者負担金）	48	55	43	67	
	一般財源	442	509	399	692	
	所要人員(B)【7】	0.01	0.01	0.01	0.01	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	73	72	72	72	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	563	636	514	831	千円
	単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/ (年度末利用者数)	70	106	103	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①年度末利用者数	8	6	5		人
	②実施回数	82	69	54		回
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 年度末利用者数及び実施回数ともに減少傾向にある。利用者は極めて少数であり、他の在宅支援サービスに比べて問合せもほとんどない。これは、本事業の利用によらずとも、介護保険制度（福祉用具貸与）による特殊寝台（いわゆる介護ベッド）の利用や布団乾燥機などの家電等の普及により、快適な在宅生活を送ることが比較的容易になっているためと考えられる。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	地域包括支援センターへ意見を聴取したところ、「相談、問合せはほとんどない。身体要件に当てはまる対象者は、介護保険制度による特殊寝台を利用している方が多く、事業の必要性がない。」との回答が主であった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	多摩26市中、本市を含む14市が同事業を実施しており、寝具の種類や数に多少の差異があるものの、ほぼ同じ内容で実施している。また年度末利用者数が本市と同様に1桁にとどまる自治体が、本市を除いて6市あり、うち2市が見直し（新規利用受付の停止、内容は未定）を検討している。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	利用者及び問合せが極めて少なく、必要性が低い。
	実施主体の妥当性	課題有	特殊寝台や家電等で快適な在宅生活が比較的容易になっているため、市によるサービス実施の妥当性は低い。
B	事業（補助）の対象	適切	ねたきり高齢者等を対象としており、適切と考える。
	事業（補助）の内容	課題有	新規利用者も極めて少なく、既存利用者も中断が多いため、事業内容に課題がある。
	受益者負担	課題有	他市と比較し、受益者負担は高い。
	事業コスト	高い	他市と比較し、事業コストは高い。
	業務負担	少ない	毎月の手数料支出、利用者負担金請求の事務があるが、業務量は少なく事務負担は低い。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		実施回数及び年度末利用者数共に減少傾向にある。利用者が極めて少数であり、他の在宅支援サービスに比べて問合せもほとんどない。 介護保険制度による特殊寝台（いわゆる介護ベッド）の利用や布団乾燥機などの家電等の普及により、快適な在宅生活を送ることが比較的容易になっていることから、本事業のニーズが少なくなっている。地域包括支援センターの専門職等の意見からも、同様の意見を聴取している。 現行利用者があるため、新規利用受付の停止の検討が妥当と考える。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	利用者及び問合せが極めて少なく、必要性が低い。
	実施主体の妥当性	課題有	特殊寝台や家電等で快適な在宅生活が比較的容易になっているため、市によるサービス実施の妥当性は低い。
B	事業（補助）の対象	課題有	特殊寝台等の普及により、主に布団利用者を対象とする本事業の必要性が下がっている。
	事業（補助）の内容	課題有	新規利用者も極めて少なく、既存利用者も中断が多いため、事業内容に課題がある。
	受益者負担	課題有	他市と比較し、受益者負担は高い。
	事業コスト	高い	他市と比較し、事業コストは高い。利用者1人当たりの実績額は26市で最も高額。（R5年度）
	業務負担	少ない	毎月の手数料支出、利用者負担金請求の事務があるが、業務量は少なく事務負担は低い。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☒ 廃止		介護保険制度による特殊寝台（いわゆる介護ベッド）の利用や布団乾燥機などの家電等の普及により、本事業のニーズは低下している。現在は利用者が固定化されており、新規申込みもない。また、地域包括支援センターからは、事業の必要性がないとの話も聞かれる。 そのため、新規受付は停止し、現利用者の状況を把握しつつ、介護保険制度への移行を早期に進めることで、本事業の廃止に向けて取り組む必要があると考える。廃止に当たっては、現利用者の関係者や医療関係者等に助言を求めながら、現状について丁寧に把握し、介護保険サービスへの移行を進めることが望ましい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☒ 廃止	本事業は、ねたきり高齢者等へ快適な在宅生活を提供することを目的としており、介護保険制度が導入される以前から実施されてきた。しかしながら、介護保険制度による特殊寝台の利用や布団乾燥機などの家電の普及により、現在では事業のニーズが低下していることが、新規申込や問合せの減少からも確認されており、新規利用受付の停止は妥当である。 今後は、現利用者の意向を丁寧に把握しつつ、介護保険サービスへの移行を進め、事業の廃止に向けて取り組まれない。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 新規受付を停止する。 現利用者に対しては意向調査を実施し、介護保険サービスへの移行に努める。 ◇令和8年度以降 令和7年度の意向調査に基づき、事業廃止に向けた対応を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 8	事務事業名 高齢者入浴サービス事業費	所管部課 高齢者支援課
-----------	-----------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	介護保険法に基づく通所介護による入浴及び訪問入浴介護等による入浴が身体の状態等により困難な状態にある者に対して、市が入浴サービスを提供することにより、その者及びその家族等の保健衛生並びに福祉の向上を図ることを目的とする。		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	【根拠法令等：西東京市高齢者入浴サービス事業実施要綱】		
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 対象者は、介護保険認定で要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方で、介護保険の通所介護による入浴や訪問による入浴が困難な方。利用者負担は実費の1割（生活保護世帯等は除く。）。 【実施方法】 指定通所介護事業所等において、通所により、利用者の身体の状態に応じた入浴サービスを実施する。 ・入浴事業の利用は、週1回を限度とする。 ・入浴事業の利用に当たり、利用者の身体の状態、地理的条件等から送迎が必要と市長が認めた利用者については、送迎を行う。 <都支出金> 高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金		
	事業開始時期【4】	合併前	実施形態【5】 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	835	789	774	837	
内訳	主要な経費：委託料	833	786	770	833	
	その他：需用費等	2	3	4	4	
財源	国庫支出金・都支出金	417	394	386	418	千円
内訳	地方債					
	その他 ()					
	一般財源	418	395	388	419	
	所要人員(B)【7】	0.10	0.10	0.10	0.10	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	731	718	718	718	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	1,566	1,507	1,492	1,555	千円
	単位当たりコスト【9】					
	(E)=(D)/ (利用者数)	1,566	1,507	1,492	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①利用者数	1	1	1		人
	②実施回数	53	50	49		回
【10】	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①年間を通して利用した人数、②各年度でのサービスが実施された回数 本事業の利用者は、近年は特定の1名のみとなっており、実施回数についてもその1名が利用したものとなっている。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	地域包括支援センターに行ったアンケートでは「介護保険サービスで対応できているのでサービスに関する相談や問合せは少ない。」という意見があった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市中3市において、高齢者対象の通所入浴サービスを実施している。なお、実際に利用者がいるのは2市のみ。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	介護保険法に基づく通所介護による入浴及び訪問入浴介護等による入浴

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	介護保険サービスで必要なサービスを提供することが可能である。
	実施主体の妥当性	課題有	代替サービスが存在するため、市が主体となって事業を実施する必要性は低い。
B	事業（補助）の対象	適切	通所介護等が利用困難な高齢者を対象としており、適切である。
	事業（補助）の内容	課題有	介護保険サービスで提供が可能のため、事業について見直す必要がある。
	受益者負担	適切	実費相当額の1割を利用者負担としており、適切である。
	事業コスト	低い	一人当たりのコストと比較すると、実施している他の自治体より低コストである。
	業務負担	少ない	毎月の委託料支出のみであり、業務負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、通所介護等が利用困難な高齢者を対象としているが、入院や施設入所等の理由で利用者が減少し、平成30年度以降は毎年度1名のみが利用している状況が続いている。また、これまで入浴サービスの新規利用の相談や問合せがあった場合も、介護保険サービスで代替可能であったことから、新規利用には繋がっていない。 ついては、現行利用者以外の新規利用受付の停止が妥当と考える。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	介護保険サービスで必要なサービスを提供することが可能である。
	実施主体の妥当性	課題有	代替サービスが存在するため、市が主体となって事業を実施する必要性は低い。
B	事業（補助）の対象	課題有	介護保険サービスでの代替が充実しているため、対象者が限られている。
	事業（補助）の内容	課題有	介護保険サービスで提供が可能のため、事業について見直す必要がある。
	受益者負担	適切	実費相当額の1割を利用者負担とすると設定している。
	事業コスト	高い	事業実施自治体が少なく比較は困難だが、事業実施に係る人件費が高額であることが課題である。
	業務負担	多い	利用者数等の事業規模を考慮すると本事業に係る業務負担は大きい。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☒ 廃止		本事業は、介護保険制度で代替サービスの提供が可能であり、新規申請者や制度に関する問合せもないことから利用者が固定化されており、新規利用受付の停止は妥当である。 現在の利用者に対しては、代替サービスへの移行の意思確認を丁寧に行い、その結果を踏まえ、本事業の廃止についても検討されたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☒ 廃止	本事業は、高齢者及びその家族の保健衛生並びに福祉の向上を図るものであり、介護保険制度が導入される以前から実施されてきた。しかしながら、現在では、介護保険制度で代替サービスの提供が可能であり、新規利用受付の停止は妥当である。 今後は、現利用者の意向を丁寧に把握しつつ、事業の廃止に向けて取り組まねたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 新規受付を停止する。 現利用者に対しては意向調査を実施し、調査結果に応じて事業を廃止する。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 9	事務事業名 高齢者等外出支援サービス事業費	所管部課 高齢者支援課
-----------	--------------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	心身に障害等があるため一般の交通機関では外出が困難な高齢者等に対し、健康づくり、生きがいがづくり等を推進する観点から、介護保険法施行令に定める養成研修修了者を配置したリフト付きの福祉車両等を用いて外出の支援を行うことにより、高齢者等の日常生活の利便を確保し、生活圏の拡大を図ることを目的とする。 【根拠法令等：西東京市高齢者等外出支援サービス事業実施要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 タクシー事業所等との契約により、介助員を配置したリフト付きの福祉車両等を用いて外出支援を実施する。 ■対象者要件 40歳以上で介護保険認定で要介護2以上の認定を受け、心身の障害などにより一般の公共交通機関では外出が困難な方 ■実施方法 ・利用予定日の15日前までに利用計画票を市に提出し、予約する。利用可能範囲は利用者の自宅を中心とした半径20km以内。 ・利用者負担：メーター料金（所得に応じた減額措置あり）、有料道路及び有料駐車場料金。※迎車料金、介助料金は市が負担。 ・外出事由：①医療機関等への通院・入退院（2週間につき1往復まで）、②施設等の入退所、③日常生活自立支援及び社会参加促進のための外出（買物、外食、理美容、観劇、コンサート、スポーツ観戦等）（2週間につき1往復まで）、④社会的事業及び行事に係る外出（冠婚葬祭、墓参り、官公庁への手続等） ※医療保険による移送費又は介護保険法による送迎サービスの給付が受けられる場合の外出を除く。		
事業開始時期【4】	合併前	実施形態【5】	☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他（ ）

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A) 【6】		1,389	1,549	949	1,639	千円
	内 訳	主要な経費：委託料	1,385	1,545	945	1,634	
		その他：需用費等	4	4	4	5	
	財 源 内 訳	国庫支出金・都支出金					
		地方債					
		その他 ()					
		一般財源	1,389	1,549	949	1,639	
	所要人員(B) 【7】		0.20	0.20	0.20	0.20	人
	人件費(C)=平均給与×(B)		1,461	1,435	1,435	1,435	千円
会計年度任用職員報酬等(C') 【8】						千円	
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		2,850	2,984	2,384	3,074	千円	
単位当たりコスト 【9】							
(E)=(D)/ (サービス利用者数)		130	124	125	—	千円	

評価指標【10】	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①サービス利用者数	22	24	19		人
	②通院目的での利用率	93	97	95		%
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①新規登録者数に比べて廃止者数が上回っているため、サービス利用者数はやや減少傾向となっている。また、サービス登録者数は50名ほどいるが、利用者がほとんど固定されている。 ②通院目的での利用回数は、令和3年度329回中306回、令和4年度342回中333回、令和5年度194回中184回である。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	地域包括支援センターへのアンケートでは、「介護タクシーが充実してきているので、代替可能」、「緊急時や一時的な利用に不向きなため、民間サービスを利用する方もいる」という意見があった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市中11市で高齢者等に対する移動支援を実施しており、そのうち本市を含めた5市が本事業と同様の形態で実施している。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	ハンディキャブ「けやき号」(障害福祉課)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	身体状況等の低下に伴い、外出が困難になっている高齢者等には必要なサービスとなっている。
	実施主体の妥当性	適切	民間企業の介護タクシー等があるが、費用負担が大きく、本事業に期待する意見が多い。
B	事業（補助）の対象	適切	対象者要件等を見直しており、適切である。
	事業（補助）の内容	適切	対象者の身体状況等を考慮して、適切な福祉車両を配車できている。
	受益者負担	適切	所得に応じた減額措置を行い、利用者負担を求めている。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	業務負担	普通	毎月一定の利用者がいるため、配車予約等の業務負担がやや大きい。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		平成30年度の事務事業評価を経て、平成31年度から対象者要件の見直し（生活保護受給者の通院利用を対象外）を実施し、令和3年度からも再度対象者要件を見直している（要介護2以上、自宅から半径20km以内）。申請受付時に通院以外の文化的活動等にも本事業を利用できることを案内しているが、ほとんどの申請者が通院利用を希望されているのが現状である。要介護2以上の身体状況にある高齢者のニーズとしては通院利用が圧倒的に多いことが推測される。また、民間サービスと比較して、費用面で利用しやすく、高齢者等の日常生活の利便性の確保等に寄与する本事業は今後も必要なサービスと考える。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	外出が困難な高齢者に対する必要性は認められる。
	実施主体の妥当性	課題有	民間の介護タクシーへの代替も検討できる。市が主体となって行う妥当性が低くなっている。
B	事業（補助）の対象	課題有	利用者が固定化しており、必要とする世帯に届いているか不明確である。
	事業（補助）の内容	適切	対象者の身体状況等を考慮して、適切な福祉車両を配車できている。
	受益者負担	適切	所得に応じた減額措置を行い、利用者負担を求めている。
	事業コスト	高い	事業実施に係る人件費が高額であることが課題である。
	業務負担	多い	毎月一定の利用者がいるため、配車予約等の業務負担がやや大きい。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、一般の公共交通機関では外出困難な高齢者等に対し、移動手段を確保するもので、その必要性は認められる。 タクシー代の助成等への問合せも多いことなどからニーズは高いことが推察されるが、利用者が固定化されている状況にある。また、15日前の事前予約が必要な現状の制度は、緊急時や一時的な利用に不向きである点も課題である。 限られた予算の中で、本事業を利用しなければ移動できない方にとって利用しやすい事業となるよう、市民ニーズを適切に把握し、事業の仕組みを含めた抜本的見直しを図る必要がある。	

【外部評価】

外部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		類似事業を行う他市では、前日予約や電話予約が可能であることと比較すると、利用の都度、利用計画票を書面にて15日前までに提出する必要がある本市の運用は、利便性に課題があり、利用者が固定化されている一因でもあると推測される。また、民間の介護タクシーが普及してきた現在、高齢者の移動支援サービスを取り巻く環境は事業開始当初と大きく異なることから、改めて本事業が対象とするべき利用者の範囲や人数の把握が必要であると考え。 まずは、本事業の利用実態の把握に努め、事業が目指す姿を明確にするとともに、利便性の向上に向け、運用方法の抜本的な見直しが必要である。	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、一般の交通機関では外出が困難な高齢者等の移動を支援するものであり、必要性は認めるところである。しかしながら、サービスの利用者数はやや減少傾向にあり、固定化している状況は課題である。 公的な移動支援を必要としている方へサービスが行き届くよう、市民ニーズを適切に把握するとともに、利用の15日前までに利用計画票を書面で提出する等の現行の運用方法について、事業者との協議を行うなど、利便性の向上に向けた抜本的な見直しを図られたい。	
改善の方向性と今後のスケジュール【18】		◇令和7年度 市民ニーズの把握に向けた調査を行い、ニーズに対応した体制及び運用方法について、事業者との意見交換を行う。 ◇令和8年度 令和7年度の意見交換を踏まえた運用方法の見直しを行う。 ◇令和9年度 令和8年度の見直しについて、検証を行う。	

事務事業評価シート

事業番号 10	事務事業名 地域介護予防活動支援事業費(介護支援ボランティア謝金)	所管部課 高齢者支援課
------------	--------------------------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	高齢者を対象に、ボランティア活動を通じた地域貢献の奨励・支援をすることで、社会参加による高齢者自身の健康増進や介護予防の促進、地域における互助の精神の醸成を目的として実施している。 【根拠法令等:介護保険法、西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱】		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【実施内容／実施方法】 市内在住の60歳以上の方が、4月から翌年3月までの1年間に行った以下のボランティア活動の実績に応じ、ひと月5ポイントを上限にポイントを付与する。1ポイント＝100円として翌年度に換金することができる。換金は5ポイントから可能となり、年間上限は60ポイント(6,000円)である。なお、市民を対象にした事業説明や活動員の募集は、西東京市社会福祉協議会に委託をして実施している。 ■対象活動及び付与ポイント ①ささえあい訪問協力員の活動(利用者1人につき月1ポイント)、②電球交換や家具の移動などの住民主体の訪問サービス活動(1ポイント)、③認知症サポーター・ボランティア活動(1ポイント)、④はつらつサロンでの活動(1ポイント)、⑤高齢者施設等におけるボランティア活動(1ポイント) ※②・③・④は、1時間を超える活動には2ポイントを付与 <国庫支出金>重層的支援体制整備事業交付金		
事業開始時期【4】	平成28年度	実施形態【5】	☒ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	258	301	378	600	
内訳	主要な経費:介護支援ボランティア謝金	258	301	378	600	
	その他:					
財源	国庫支出金・都支出金	97	113	142	225	千円
内訳	地方債					
	その他 (介護保険特別会計繰入金)	129	151	189	300	
	一般財源	32	38	47	75	
	所要人員(B)【7】	0.10	0.10	0.10	0.10	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	731	718	718	718	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】	30	30	30	30	千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	1,019	1,049	1,126	1,348	千円
	単位当たりコスト【9】					
	(E)=(D)/ (ポイント換金対象人数)	7	6	6	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①ポイント換金対象人数	153	177	198		人
	②ポイント換金対象額	288,900	400,000	443,900		円
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①ポイント換金対象人数は増加傾向である。 ②ポイント換金対象額は、前年度の付与ポイントに対する金額である。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	令和3年度及び4年度に登録者を対象に実施したアンケートでは、「ポイントが貰え、楽しみや仲間が増えたら良い」、「フレイル予防につながる」という意見のほか、「換金の手続きに尻込みする」、「指定以外のボランティア活動をしたい」という意見もあった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市中19市が類似のボランティアポイント制度を実施している。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	健康ポイントアプリ「あるこ」(健康課)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	市民の介護予防や生きがいづくり、ひいては介護人材解消につながる。
	実施主体の妥当性	適切	市内において、民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供している例がない。
B	事業（補助）の対象	課題有	指定したボランティア活動のみにポイントが付与されるため、幅広い活動の推進に至らない。
	事業（補助）の内容	課題有	活動者のポイント換金の手間が生じている。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	各市で事業内容が異なるため比較は困難だが、年間の換金額上限で比較すると中位である。
	業務負担	多い	ポイントの集計、管理及びポイント換金のための通知や会計処理が負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業の中で、活動実績の多い利用者と少ない利用者进行比较すると、活動実績の多い利用者の方が要介護認定率が低い傾向が見られ、高齢者自身の介護予防に一定の効果が認められる事業である。一方で、毎月のポイント集計や入力作業、利用者への通知などの事務負担が大きく、また、利用者も換金に対するハードルの高さを感している。このことを踏まえ、健康課で実施している健康ポイントアプリ「あるこ」等、既存の類似サービスとの組み合わせにより、利用者の利便性の向上や業務の効率化を図りたい。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	地域づくり、社会参加の推進、介護予防の観点からも有効である。
	実施主体の妥当性	適切	ボランティア活動を通じた地域貢献の奨励・支援に資する事業であり、市が主体となることは適切である。
B	事業（補助）の対象	課題有	対象ボランティア活動の種類が少なく課題がある。
	事業（補助）の内容	課題有	謝金を必要としない方への対応について検討が必要である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	総額としては低廉であり、換金目的ではない方などの効果を勘案すると適切である。
	業務負担	多い	ポイントの集計、管理及びポイント換金のための通知や会計処理の負担が大きい。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		高齢者の社会参加の機会の推進、地域づくりとともに、介護予防としての効果にも期待が持てる事業であるが、ポイントの集計、換金作業への業務負担が大きいなど、事業手法についての課題がある。活動を行っていない登録者も多く、地域での活動量を増やす余地はあると推測されるため、対象メニューの拡大について検討が必要であるが、同時に謝金を必要としない方への対応や、予算の増大を防ぐ検討が必要であり、より効果的な事業とするためにも抜本的な見直しが必要である。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、ボランティア活動を通じた地域貢献を奨励・支援し、活動を行う高齢者自身の健康増進や介護予防の促進を図るものであり、必要性は認めるところである。しかしながら、活動を行っていない登録者も多く、活動がしやすい事業となっていない点は課題である。 今後は、対象メニューの拡大や利便性の向上を図るとともに、業務負担の軽減に向け、現状職員が手作業で行っているポイント集計や入力作業についてデジタルツールを活用するなど、事業の仕組みについて抜本的な見直しを図られたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 対象メニューの拡充の検討とともに、デジタルツール(LINE)を活用した新たな事業形態の構築を行う。 ◇令和8年度 令和7年度の検討を踏まえ、新たな形態での事業実施を行う。 ◇令和9年度 令和8年度の事業実施について、検証を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 11	事務事業名 ハンディキャブ運行事業費	所管部課 障害福祉課
------------	-----------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	身体に障害があるため外出の困難な車いす利用者または重度の視覚障害者等に対し、車いすのまま乗車できる自動車（ハンディキャブ）を運行することにより、日常生活の利便性及び生活圏の拡大を図る。 【根拠法令等：西東京市ハンディキャブ運行事業実施要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容】 市内在住で以下のいずれかに該当する場合に無料でハンディキャブを運行する。（有料道路料金等は利用者が負担） ・身体等に障害があるため、車いす等を使用しなければ外出が困難な者 ・重度の視覚障害者 ■主な利用条件 ・市役所田無庁舎を中心として半径30キロメートルの範囲の運行であること ・付き添い者が同乗すること ・原則月5回までの利用であること 等 ■予約方法：利用者が事業者へ架電し、前日までに予約を行う。 <都支出金>障害者施策推進区市町村包括補助事業費			
事業開始時期【4】		合併前	実施形態【5】	☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位	
	事業費(A) 【6】		24,393	24,393	24,393	26,064	千円	
	内訳	主要な経費： 委託料	24,393	24,393	24,393	26,064		
		その他：						
	財源内訳	国庫支出金・都支出金	11,131	11,131	11,131	11,131		
		地方債						
		その他 ()						
		一般財源	13,262	13,262	13,262	14,933		
	所要人員(B) 【7】		0.06	0.06	0.06	0.06		人
	人件費(C)=平均給与×(B)		438	431	431	431		千円
会計年度任用職員報酬等(C') 【8】						千円		
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		24,831	24,824	24,824	26,495	千円		
単位当たりコスト 【9】								
(E)=(D)/ (利用実人数)		126	147	170	—	千円		

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①利用実人数	197	169	146		人
	②運行延べ回数	1,353	1,195	1,327		回
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①利用実人数…年間の利用実人数 ②運行延べ回数…年間の運行延べ回数 【10】利用実人数が減少している一方、運行延べ回数が一定である理由として、利用者が固定化していることが挙げられる。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	利用者から、予約が取れず困ることがあるとのご意見をいただいている。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市中13市が実施 13市のうち利用者負担を求めている自治体は6市であるため、サービス水準は上である。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	移動支援事業(障害福祉課) 高齢者等外出支援サービス事業(高齢者支援課)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	外出の困難な身体等に障害のある者等の日常生活の利便及び生活圏の拡大に寄与しているため必要である。
	実施主体の妥当性	適切	対象者に障害者を含んでいるため、市が実施主体となり取り組むことは妥当である。
B	事業(補助)の対象	適切	外出の困難な身体等に障害のある者等にサービスが提供できているため適切である。
	事業(補助)の内容	適切	対象者の身体状況等を考慮した福祉車両を確保し、提供するものであるため適切である。
	受益者負担	課題有	通院に利用されるケースが多く、受益者負担を求める余地が考えられる。
	事業コスト	普通	他自治体と比較してもそこまで大きな差がみられない。
	業務負担	少ない	基本的な業務については委託事業所が対応しているため業務負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		外出の困難な身体等に障害のある者等にとって重要な移動手段となっており、継続して事業を実施していく必要がある。その一方で、利用者負担金を取っていない点に一部自治体との差がみられた。燃料費や人件費の高騰が続く輸送業界の状況を鑑みると、今後事業コストが増大していくことが予想される。また、受益者負担を求めることで利用集中を防ぎ、利便性の向上に繋がるが考えられる。 以上のことから、将来的に受益者負担を求めることを検討していく。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	外出困難な障害者等の移動手段として必要である。
	実施主体の妥当性	適切	市が実施主体となって担う事業である。
B	事業(補助)の対象	適切	外出困難な障害者等に対して事業を実施している。
	事業(補助)の内容	課題有	代替サービスの普及等を考えて事業を整理する必要がある。
	受益者負担	課題有	事業を整理していく上で受益者負担を考えていく必要がある。
	事業コスト	高い	利用者負担を求めていることから事業コストは高い。
	業務負担	普通	通常の業務委託事業である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		身体障害により外出困難な車いす利用者または重度視覚障害者の移動に資するため、ハンディキャップを運行することは、障害者の日常生活の利便性を向上させるものであり、必要性は認められる。 現状、利用者が減少傾向であるのに対し、運行回数が一定であり、利用者の固定化が懸念されることから、本事業を利用しなければ移動できない方にとって利用しやすい事業となるよう、事業内容を整理し受益者負担を検討するなど抜本的な見直しが必要である。	

【外部評価】

外部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は需要が高く、予約が埋まっていることを理由に利用を断るケースも生じている。 ストレッチャー型の車いすの利用者のように、民間サービスでの代替が難しい方が優先的に利用できる仕組みの構築や、需要に合わせた車両の確保ができるような委託内容の検討を行うなど、本事業を必要とする方にサービスが確実に届くよう、抜本的な見直しが必要である。また、類似する本市の他の移動支援サービスのように、受益者負担の導入の検討も必要であると考えられる。	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、身体に障害があるために外出が困難な方の移動を支援するものであり、必要性は認めるところである。しかしながら、曜日や時間帯によっては、予約がとりづらい状況が生じていることや、利用者の固定化が懸念されていることは課題である。 事業開始当初と比較し、車いすのまま乗車可能な民間のタクシーが普及していることなども踏まえ、公的な移動支援を必要としている方へサービスが行き届いているか検証を行い、本事業の対象や事業の仕組みについて抜本的な見直しを行うとともに、受益者負担の導入についても検討されたい。	
改善の方向性と今後のスケジュール【18】		◇令和7年度 本事業の利用状況の分析を行い、利用対象者要件の見直しについて検討する。 受益者負担の導入について検討する。 ◇令和8年度 令和7年度の検討を踏まえ、事業の見直しを実施する。 ◇令和9年度 令和8年度の見直しについて、検証を行う。	

事務事業評価シート

事業番号 12	事務事業名 地域福祉団体等振興事業費	所管部課 障害福祉課
------------	-----------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	市内福祉団体の運営及び市内において福祉団体が行う地域福祉振興事業に対し、経費の一部を補助することにより、団体の育成及び福祉の向上に寄与することを目的とする。 【根拠法令等：西東京市地域福祉振興事業運営費補助金交付要綱、西東京市福祉団体運営費補助金交付要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【補助の概要】 ■福祉団体費運営補助金 ・対象団体 西東京市内において活動をする福祉団体 ・対象経費 団体の整備拡充に要する経費、団体の管理運営に要する経費 ■地域福祉振興事業運営費補助金 ・対象団体 財団法人東京都福祉保健財団から、助成を受けている団体 ・対象事業 東京都の既存の公的制度や補助事業に組み入れられていない先駆的、開拓的かつ実践的な在宅福祉事業 ・対象経費 在宅福祉事業の運営に要するコーディネーター人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料 【実施方法】 交付申請に基づき、年1回補助金を交付 <都支出金>地域福祉推進区市町村包括補助事業費			
事業開始時期【4】		平成13年度	実施形態【5】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	7,359	7,354	7,394	7,575	
内訳	主要な経費：補助金	7,355	7,348	7,388	7,568	
	その他：役務費等	4	6	6	7	
財源	国庫支出金・都支出金	1,932	1,930	1,950	2,006	千円
内訳	地方債					
	その他 ()					
	一般財源	5,427	5,424	5,444	5,569	
	所要人員(B)【7】	0.06	0.06	0.06	0.06	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	438	431	431	431	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	7,797	7,785	7,825	8,006	千円
	単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/ (補助対象団体数)	709	708	782	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①補助対象団体数	11	11	10		団体
	②会員数合計	1,088	1,093	1,096		人
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 補助団体数は毎年変わらないが、合併等により団体数が減少することがある。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	他市調査では、26市中5番目の予算規模となっている。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	団体への補助を通じて市域の福祉の向上に寄与しており、必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施する事業である。
B	事業（補助）の対象	適切	市内の障害者団体の運営を補助するものであり、適切である。
	事業（補助）の内容	適切	団体の運営や活動の主な財源となっており、適切である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	高い	26市中5番目の予算規模となっており、コストは高い。
	業務負担	少ない	補助対象団体が10団体程度であり、業務負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		障害者への理解を深めるための啓発活動をしている団体の主な財源となっている補助金事業であり、市域での福祉の向上のためにも、今後も継続して実施していく必要がある。 また、令和元年度の事務事業評価では、実質、特定の団体に対する経常的な補助金となっていることが指摘されているが、各団体の活動内容や実績に基づき補助額を決定しており、経常的な補助金とはなっていないと考える。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	市内福祉団体の育成及び福祉の向上に寄与するものであり、必要性は一定程度認められる。
	実施主体の妥当性	適切	市内福祉団体が行う啓発活動などについて、経費の一部を市が補助することは妥当である。
B	事業（補助）の対象	課題有	補助を受けている団体に固定化が見られるため、改めて精査が必要である。
	事業（補助）の内容	課題有	どのような活動に対し補助を行うべきか、見直しが必要である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	高い	他市と比較してもコストが高く、補助額や補助上限額の明確化が求められる。
	業務負担	普通	事業計画書の精査など、一定の業務負担が生じている。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		これまでの事務事業評価を踏まえ、事業計画（活動内容）の精査等を行っているところであるが、特定の団体に対する補助が継続されており、経常的な補助の性質は変わっていないと考えられる。各団体の財務状況の把握に努めながら段階的に補助率の設定を行うことや、補助対象経費を明確化した上で補助上限額の設定を行うなど、福祉の向上に寄与する活動・事業を行った場合に補助するものとなるよう、抜本的な見直しが必要である。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、地域福祉の振興を図るものであり、一定の意義は認められるが、令和元年度の事務事業評価で指摘されている、補助率の設定がないことや経常的な補助制度となっている点は見直しに至っておらず、引き続き課題である。 特定の団体に対する補助が継続されていることから、改めて各団体への適切な周知に努めるとともに、各団体の財務状況や活動実態を精査し、補助金の交付要件等も含め、事業の抜本的な見直しを図りたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 各団体に対し、改めて制度の趣旨を周知するとともに、財務状況や活動実態について調査を行う。 ◇令和8年度 令和7年度の調査結果に基づき、補助金の交付要件等について、検討を行う。 ◇令和9年度 令和8年度の検討を踏まえ、事業の見直しを実施する。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 13	事務事業名 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	所管部課 障害福祉課
------------	-------------------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	重症心身障害児(者)及び医療的なケアを必要とする障害児の健康の保持及び介護する家族等の介護に係る負担の軽減を図ることで、重症心身障害児(者)等及びその家族等の福祉の向上に資することを目的とする。 【根拠法令等:西東京市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業実施要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 看護師又は准看護師が自宅に訪問し、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図る。 ■対象者:以下のすべてを満たすもの (1)市内に在住し、家族による介護を受け在宅で生活している65歳未満の者 (2)日常生活を営むために医療的なケアを必要とし、主治医の指示のもと、現に訪問看護を利用している者 (3)次のア・イのいずれかに該当する者: ア 重症心身障害児(者) イ 重症心身障害児に該当しない18歳未満の障害児 ■主な利用条件 年間36回まで/1回につき2時間～4時間/利用者負担額は世帯年収等により変動(無料～3,000円) <都支出金>在宅レスパイト・就労等支援事業補助金		
事業開始時期【4】		令和3年度	実施形態【5】
			☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	214	632	1,164	2,654	
内訳	主要な経費: 委託料	208	632	1,160	2,594	千円
	その他: 医師指示書作成料	6	0	4	60	
	国庫支出金・都支出金	107	316	582	1,327	
	地方債					
	その他 ()					
財源内訳	一般財源	107	316	582	1,327	
	所要人員(B)【7】	0.10	0.10	0.10	0.10	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	731	718	718	718	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	945	1,350	1,882	3,372	千円
	単位当たりコスト【9】					
	(E)=(D)/ (利用登録者数)	135	225	235	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①利用登録者数	7	6	8		人
	②利用回数	10	27	54		回
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①利用登録者数…各年度の決算時点での利用登録者数 ②利用回数…各年度の延べ利用回数 【10】利用登録者数に対し、利用回数の伸びが顕著であり、リピート率が伸びてきている。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市中12市が実施
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	生活サポート(見守り)(障害福祉課)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	重症心身障害児(者)等及びその家族等の福祉の向上に資する事業である。
	実施主体の妥当性	適切	対象者に障害児(者)を含んでいることから、市が実施主体となり取り組むことは妥当である。
B	事業(補助)の対象	適切	医療的ケア児及び重症心身障害児(者)の介護者に対してサービスを提供できているため。
	事業(補助)の内容	適切	現段階でこれ以上の改善の余地がないと思われる。
	受益者負担	適切	所得区分に応じ、適正な受益者負担を行っている。
	事業コスト	普通	他市との実績比較から大きく差がない。
	業務負担	普通	日々の事務処理があるが、その他業務と同程度の負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		利用登録者数に対し、利用回数の伸びが顕著であり、リピート率が伸びてきている。これまでの実績から、今後も利用回数が伸びていくことが予想されるため、継続して事業を実施していく必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	重症心身障害児(者)等の家族の負担軽減を図る目的であり、必要性は認められる。
	実施主体の妥当性	適切	障害児(者)及びその家族等の福祉の向上に資する事業であり、市が実施主体となることは妥当である。
B	事業(補助)の対象	適切	重症心身障害児(者)及び医療的ケア児を対象としており、適切である。
	事業(補助)の内容	適切	事業内容は適切だが、事業周知については今後の検討課題である。
	受益者負担	適切	所得区分に応じ、適正な受益者負担を行っている。
	事業コスト	普通	他市と比較して実績規模に大きな差はないが、今後の件数増加状況を注視する必要がある。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		地域で暮らす重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家族等のレスパイトを図ることで、負担軽減を行う事業であり、今後も継続して実施していく必要がある。今後は、レスパイトを必要とする家庭が適切に本事業を活用できるよう、更なる事業周知に努められたい。 また、類似サービスである生活サポート(見守り)は、本事業と目的等に重複が見られるため、現在の利用者への影響を精査しつつ、事業整理を行う必要があると考える。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、重症心身障害児(者)等の家族の負担軽減に資するものであり、今後も継続して実施していく必要がある。事業開始から3年が経過し、利用登録者数には大きな変化はないものの、利用回数が増加していることから、利用者にとっては使いやすい制度となっていることがうかがえる。 本事業を必要とする家庭にサービスが行き届くよう、ニーズの把握に努めるとともに、更なる事業周知に努められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度以降 毎年度の事業実施の中でニーズの把握に努めつつ、更なる事業周知を行いながら、事業を継続して実施する。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 14	事務事業名 地域生活支援拠点等の整備	所管部課 障害福祉課
------------	-----------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	今後の障害者(児)の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域で障害者(児)やその家族が安心して生活ができるよう、居住支援のための機能(①相談機能、②緊急時の受入れ・対応の機能、③体験の機会・場の提供の機能、④専門的人材の確保・養成の機能、⑤地域の体制づくり)を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者(児)の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的とする。 【根拠法令等:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 ■緊急時の受入れ・対応 緊急時の受入れや医療機関への連絡等の対応、一時的な宿泊場所の確保 ■体験の機会・場の提供 自立生活に向けた障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供、一定期間の居室の提供 ■専門的人材育成の確保・養成 年に2、3回程度、市内の障害福祉サービス事業者向けの専門的人材育成研修を実施 【実施方法】 市内の社会福祉法人に委託し居室を2室確保し、事業を行う。 <都支出金>東京都市町村総合交付金(令和3年度～令和5年度)、地域生活支援拠点整備に向けた障害者(児)ショートステイ受入体制支援事業(令和5年度)、障害者施策推進区市町村包括補助事業(令和6年度～)		
事業開始時期【4】		令和3年度	実施形態【5】 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	5,459	9,261	9,261	9,261	
内訳	主要な経費: 委託料	5,459	9,261	9,261	9,261	
	その他:					
財源	国庫支出金・都支出金	2,729	4,630	5,222	1,583	千円
内訳	地方債					
	その他 ()					
	一般財源	2,730	4,631	4,039	7,678	
	所要人員(B)【7】	1.10	1.10	1.10	1.10	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	8,036	7,894	7,894	7,894	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	13,495	17,155	17,155	17,155	千円
	単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/ (緊急保護受入延べ日数)	643	175	182	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①緊急保護受入延べ日数	21	98	94		日
	②自立生活体験受入日数	4	4	9		日
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①緊急保護として短期入所を受け入れた延べ日数 ②自立生活体験として短期入所を受け入れた延べ日数 ※令和3年度は、7月から事業開始					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	令和4年度に実施した「西東京市の障害者福祉に関する調査」において、「緊急時の短期入所が不足している」、「短期入所の予約が取りづらい状況となっている」との声があった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市中16市が地域生活支援拠点等の整備を行っている。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	短期入所、心身障害者(児)施設緊急一時保護が類似サービスだが、緊急時に事前予約なく利用できるのは本事業のみである。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	障害のある方が地域で安心して生活するために必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	民間事業者が主体となることは難しく、市が主体となって実施する必要がある。
B	事業(補助)の対象	適切	緊急時の対応等が必要な障害のある方を対象としており、適切である。
	事業(補助)の内容	適切	事業の内容については、毎年振り返りを行っており、現段階では適切である。
	受益者負担	適切	利用に伴う実費は利用者が負担している。
	事業コスト	普通	各自治体が地域の実情に応じた整備をするため、事業内容が異なり比較は困難である。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した事業負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		緊急時の受入れ・対応の機能、体験の機会・場の提供の機能、専門的人材の確保・養成の機能としての役割を果たしており、引き続き、事業を実施する必要がある。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者(児)の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するという事業の目的を踏まえ、障害福祉分野における国・都の動向や地域の社会資源の状況等を把握しながら実施する必要がある。 また、自立生活体験については、ニーズに比して受入日数が伸びていないため利用促進の取組が必要である。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	市域の福祉の向上に寄与しており、緊急時の対応を含めて必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	他団体や民間への代替が難しいことから、市が実施主体となって担う事業である。
B	事業(補助)の対象	適切	緊急時の対応等が必要な障害のある方を対象としており、適切である。
	事業(補助)の内容	適切	事業内容は適切であるが、自立生活体験の受入数を増やす工夫が必要である。
	受益者負担	適切	利用に応じて適切な受益者負担を求めている。
	事業コスト	高い	費用対効果を求める事業ではないが、コスト高である。
	業務負担	普通	業務委託による適切な業務負担となっている。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		地域で障害者(児)やその家族が安心して生活するために、居住支援の様々な機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者(児)の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的としており、事前予約なしでの緊急時の受入れ・対応については、他の事業による代替もないことから、今後も継続して実施していく必要がある。 現在は、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成の機能に力点を置いているが、今後の障害者の高齢化や親亡き後等を見据え、体験の機会・場の提供機能を周知し、家族の安心に繋げていく必要があると考える。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、障害者(児)の生活を地域全体で支え、障害者(児)とその家族が安心して生活できるよう、体制を整備するものであり、今後も継続して実施していく必要がある。 利用者の受入れの有無にかかわらず一定の委託料を要することから、今後は緊急時の受入れを優先としつつも、障害者の高齢化や親亡き後等を見据え、より多くの方の自立に繋がるよう、自立生活体験についての利用促進に努められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 窓口に来庁する対象者や関係機関が集まる場所に出向き、事業説明を行うなど事業周知に努め、自立生活体験の利用促進を行う。 ◇令和8年度 引き続き、事業周知に努めつつ、効果について検証する。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 15	事務事業名 若年こころの健康相談の開設	所管部課 健康課
------------	------------------------	-------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	自殺対策を総合的かつ効果的に推進する「西東京市生きる支援推進計画」に基づき、社会的に影響を受けやすい若年層において、生活形態等に配慮した時間帯、情報ツールであるSNSを活用し、より身近に相談しやすい環境を提供する。		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	【根拠法令等：西東京市若年こころの健康相談実施要領】			
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容】 ■LINEを介した相談対応 生活支援等が必要な相談への対応については、受注者は、寄せられた相談を市と協議の上、対応部署につなげる。相談者の生命や身体の危険性が推測され、緊急性が高い場合は、必要に応じ警察等の関係機関に安否確認を依頼する。 ■LINEアカウント上で心理テストの実施やコラムを配信する。 【実施方法】 受付日：毎週日曜日、水曜日（年末年始を除く）※強化対応として、GW等の連休明けは連日相談ができる対応を行う。（強化対応日：年間22日） 相談時間：午後6時から午後10時まで（受付時間：午後9時30分まで） ※受付時間外は、自動応答で対応時間の案内があり、対応時間になると再度案内が送付される。 対象年齢：18歳～39歳 相談員：相談員（相談時1名、相談対応をする。）及びスーパーバイザー（相談時1名、相談内容の確認、困難事例の対応をする。） ＜都支出金＞ 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業補助金（令和3、5年度）、東京都地域自殺対策強化交付金（令和4、6年度）			
事業開始時期【4】		令和3年度	実施形態【5】	☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他（ ）

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	2,678	9,959	10,187	10,583	
内訳	主要な経費：健康相談委託料	2,453	9,768	9,999	10,393	
	その他：啓発作成委託料	225	191	188	190	
財源	国庫支出金・都支出金	1,879	6,512	7,639	5,196	千円
内訳	地方債					
	その他（ ）					
	一般財源	799	3,447	2,548	5,387	
	所要人員(B)【7】	0.08	0.08	0.08	0.08	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	574	574	574	574	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	3,252	10,533	10,761	11,157	千円
	単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/（相談件数）	26	16	11	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①相談件数	123	639	1,005		件
	②登録者数(年度末時点)	511	1,345	2,137		人
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 令和3、4年度の単位当たりコストが高い数値となっているが、令和3年度は年度途中(7月)の事業開始であること、令和4年度からは強化日を設定したり、本事業オリジナルキャラクターを作成し、啓発物の作成をしたりするなど、周知の強化を実施したことによるものである。令和5年度は、更に強化日を増設したことにより、相談件数が増え、単位当たりのコストは下がっている。 ■相談開設日数(令和3年度69日、令和4年度115日、令和5年度125日)					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	令和5年度の事業評価アンケートでは、87%の人が「また相談したい。」と回答している。また、「定期的に、LINEが来て、心配してくれている感じがして、相談しなくても、それだけで嬉しい。」「今後も継続していただきたい。」等といった意見をいただいている。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市において、自殺対策としてLINEを活用した相談を、市が主体で行っている自治体は本市以外にはない。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	・子どもLINE相談 いこいーな窓口@西東京(子育て支援課) ・東京都でもLINE相談を実施しているが、住民のニーズに応じた西東京市の相談先へつなげることが難しい。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	利用者の満足度が高く、不可欠な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施する必要がある。
B	事業(補助)の対象	適切	必要な対象者にサービスが提供できている。
	事業(補助)の内容	適切	毎年、強化対応日の設定や、広報の方法、アンケートの項目内容等を見直している。
	受益者負担	適切	身近に相談しやすい環境を提供することを目的としているため、市費負担が妥当である。
	事業コスト	高い	他自治体で実施しておらず、他自治体と比較してコストは高い。
	業務負担	少ない	事業実施効果に対し、業務負担が少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		構築当初、NPO法人「いのちのほっとーション」から、「西東京市民からの相談が多く、市で相談体制を取った方が良いのでは？」との意見をいただいていた。また、国の動向としても、若年層の自殺者が増加し、自殺対策が課題となっていた。そのような状況で、生活形態に配慮した時間帯、情報ツール等による相談環境に視点を置いた対策を講じるため、本事業が開始された。事業開始から3年経過するが、相談者は身近な相談先を求めるケースもあり、相談員から西東京市の様々な相談先を紹介することができている。 令和5年度に実施したアンケート調査では、悩んだ時の相談しやすい窓口として、「SNS」をあげた人は男性では30代以下、女性では40代以下で最も多く、本事業の実施方法は、若い世代のニーズにも応じていると考える。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	市事業としての有効性があり必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	市内の社会資源やサービスを提供できる優位性から市が主体となって実施する必要がある。
B	事業(補助)の対象	適切	望む方にサービスが提供できている。
	事業(補助)の内容	適切	本事業がもたらす効果として事業内容は適切である。
	受益者負担	適切	生命にかかわる相談を提供することから市費負担が妥当である。
	事業コスト	高い	他自治体で実施しておらず、他自治体と比較してコストは高い。
	業務負担	少ない	事業実施効果に対し、業務負担が少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		生命に関わる緊迫した相談を適切に受けられていることや、市内関係機関のサービスを直接案内・提供できる優位性から、他自治体に先駆けて取り組む本市独自事業の有効性は高いものである。 また、実施曜日や時間を適切に検証しつつ、強化日の設定など利用者目線での配慮を行うなど、事業コストや利便性についても適切に対応されていることから、継続実施が妥当である。 今後については、類似の相談機能のサービスとの整合性や、相談内容の精査、実施効果などの検証を進め、より有効なサービスとすることが望ましい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、特に若年層に対し、より身近に相談しやすい環境を提供するものとして、本市独自に実施しているものである。強化対応日の設定や広報の工夫などの見直しを適切に行っていることや、相談件数の推移から利用者ニーズの高さがうかがえることから、今後も継続して実施していく必要がある。 実施に当たっては、二次評価で指摘されている類似サービスとの整合や実施効果の検証を進めるなど、利用者がより相談しやすい環境となるよう取り組まれない。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 事業評価アンケートを実施し、利用者の満足度や、実施効果の把握に努める。(次年度以降も継続実施) ◇令和8年度 前年度アンケート結果に基づき、広報や相談メッセージ等の見直しを実施する。 ◇令和9年度 前年度アンケート結果に基づき、相談しやすい環境(相談期間、時間等)について、類似サービスとの整合を図りつつ検討を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 16	事務事業名 予防接種費用助成費(里帰り先等での予防接種費用の助成制度)	所管部課 健康課
------------	--	-------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	予防接種の対象者が、やむを得ない事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた場合に、その接種費用の全部又は一部を助成することにより、予防接種対象者及びその保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生を予防し、もって市民の健康増進を図ることを目的とする。 【根拠法令等：西東京市定期予防接種費用助成金交付要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容／実施方法等】 ■対象となる予防接種：予防接種法の規定によるA類疾病にかかる予防接種 ※ただし、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象者とする風しんを除く。 ■対象者：以下のいずれかに該当する者 ①里帰り出産その他の事情により、一定期間市外に居住する者 ②長期にわたり医療機関等に入院又は入所している者 ③疾病等の事情により、市の指定する医療機関での予防接種が困難な者 ④その他市長が市外医療機関による予防接種が必要と認める者 ■実施方法：償還払いによる ①予防接種実施前に窓口または郵送にて申請 ②西東京市の予診票を使用し、事前に申請した期間・医療機関にて接種を受ける(自費) ③接種後1年以内に請求(上限額あり)			
事業開始時期【4】	令和3年度	実施形態【5】	☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()	

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	2,451	4,627	2,734	3,606	
内訳	主要な経費： 扶助費	2,447	4,620	2,730	3,600	千円
	その他： 役務費	4	7	4	6	
	財源内訳					
	国庫支出金・都支出金					
	地方債					
	その他 ()					
	一般財源	2,451	4,627	2,734	3,606	
	所要人員(B)【7】	0.08	0.10	0.10	0.10	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	584	718	718	718	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】	15	15	15	16	千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	3,050	5,360	3,467	4,340	千円
	単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/ (実施件数)	78	68	87	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	① 実施件数	39	79	40		件
	②					
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 各年度の実施件数は対象者から請求があった年度でカウントしている。(請求期限は接種から1年以内) 令和4年度が79件となっているのは、新型コロナウイルス感染拡大による里帰りの延伸等の影響を受けた令和3年度分の定期予防接種費用が、令和4年度に請求されたためと推察される。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	アンケート調査は実施していないが、利用者から「制度があつてとてもありがたい。」との声がある。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	都内の開始時期にばらつきがあるが、現在は26市で実施している。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	やむを得ない事情により、予防接種を市外の医療機関で受けるために欠かせない制度である。
	実施主体の妥当性	適切	予防接種法において、定期予防接種は市長が行う、とされている。
B	事業(補助)の対象	適切	必要な対象者にサービスを提供できている。
	事業(補助)の内容	適切	現段階でこれ以上の改善の余地がないと思われる。
	受益者負担	適切	本事業は、市が負担すべきものである。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	業務負担	少ない	事業実施効果に対し、業務負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		実施方法については、接種間隔不足や対象外の予防接種を受けてしまうことなどを防ぐことができることから、事前申請としているが、国が示す定期接種実施要領を踏まえ、令和6年度からは事前申請がない場合も柔軟に対応している。本事業は、やむを得ない事情により、予防接種法に定めるA類疾病に係る予防接種を市外の医療機関で受けるために欠かせない制度であり、引き続き事業を実施する必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	接種率向上のため、事情により市外の医療機関で受けるために欠かせない制度である。
	実施主体の妥当性	適切	定期予防接種は市長が行うことから、実施主体は市であり適切である。
B	事業(補助)の対象	適切	市内の必要な対象者に対応している。
	事業(補助)の内容	適切	現段階で適切な内容であるが、利便性向上の観点などから今後の改善について検討すべき事項もある。
	受益者負担	適切	本事業は、市が負担すべきものである。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	業務負担	少ない	事業実施効果に対し、業務負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業については、一次評価の記載のとおり事業効果、内容、対象者やコストの面に関しても適切であり、都内26市全市で実施していることから継続して実施することが適切である。 また、事前申請がない場合にも柔軟に対応しており、利用者目線での配慮も見受けられるが、更なる利便性の向上として、全庁的な取組課題である「行政手続のオンライン化」について優先的に取り組む必要性を視野に改善・見直しとした。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、やむを得ない事情により市外の医療機関で予防接種を受ける場合の負担軽減策として、必要性は認めるところである。 今後は、窓口への来庁又は郵送のみとしている申請方法について、国の予防接種予診票の電子化に向けた動向を注視することも含め、利用者の利便性の向上に努められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度以降 国の予防接種事務のデジタル化の動きを注視しつつ、利用者の利便性の向上に努める。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 17	事務事業名 地域子ども・子育て支援事業費(ショートステイ)	所管部課 子ども家庭支援センター
------------	----------------------------------	---------------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった保護者の児童に対して、子育て支援ショートステイ事業を実施することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。 【根拠法令等：児童福祉法、西東京市子育て支援ショートステイ事業実施要綱】		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 保護者が入院や出産、育児疲れ等により家庭で養育できない場合、市内の児童養護施設（聖ヨゼフホーム）で養育する。 【実施方法】 ■利用対象児童：1歳半～12歳（小学6年生まで） ■利用可能人数：2人／日 ■利用日数（時間） 日帰り利用：午前8時から午後7時までの最長11時間 宿泊利用：7日間まで（やむを得ない場合は14日間まで延長可能）※宿泊申込みは月2回まで。 ■利用者負担額：3,000円／日（非課税世帯は1,500円／日、生活保護受給世帯は無料）食費は別途自己負担（朝食250円、昼食350円、夕食400円） ＜国庫支出金・都支出金＞ 子ども・子育て支援交付金、子供・子育て支援交付金、子育て推進交付金		
	事業開始時期【4】	平成19年度	実施形態【5】 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他（ ）

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】		6,163	5,761	6,062	6,868	千円
	内訳	主要な経費：委託料	6,150	5,754	6,051	6,852	
		その他：役務費	13	7	11	16	
	財源内訳	国庫支出金・都支出金	2,104	1,866	2,103	2,282	
		地方債					
		その他（子育て支援ショートステイ利用者負担金）	426	405	589	378	
	一般財源		3,633	3,490	3,370	4,208	
	所要人員(B)【7】		0.40	0.40	0.40	0.40	人
	人件費(C)=平均給与×(B)		2,922	2,870	2,870	2,870	千円
会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円	
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		9,085	8,631	8,932	9,738	千円	
単位当たりコスト【9】							
(E)=(D)/（年間利用延べ日数）		43	58	42	—	千円	

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①年間利用延べ日数	211	148	214		日
	②利用率	28.9	20.2	29.2		%
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①本事業の年間利用延べ日数。就学前と学齢児の内訳は、令和3年度は就学前107日・学齢児104日、令和4年度は就学前114日・学齢児34日、令和5年度は就学前170日・学齢児44日となっている。 ②利用可能日数に対する利用率（年間利用延べ日数／利用可能な年間日数）。土日祝日の利用率は、令和3年度33.2%、令和4年度36.7%、令和5年度45.4%。平日の利用率は令和3年度25.9%、令和4年度12.2%、令和5年度21.3%。利用状況は、利用家庭の状況（保護者が複数回入院する等）により増減するが、この数年は新型コロナウイルスの影響による利用控えも見られた。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	西東京市子育て支援ニーズ調査結果報告書(令和6年3月)におけるショートステイ事業の認知度は、就学前児童の保護者で24.6%（前回調査より1.1ポイント増加）、小学生の保護者で27.5%（前回調査より3.7ポイント増加）となっている。利用された満足度は、就学前児童の保護者6人中「満足」が2人「まあまあ満足」が4人、小学生の保護者1人中「まあまあ満足」が1人であった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市全市で実施している。利用料は要件が各自自治体で異なるが、1日当たり1,500円～4,000円となっている。乳児のショートステイは9市、トワイライトステイは8市で実施している。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	一時保育、緊急一時保育（幼児教育・保育課） ※宿泊は不可

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	宿泊を伴う預かりサービスは当事業のみであり、必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	利用される家庭状況の把握や他支援の紹介など支援方針の作成を行うため、市が主体となって実施する。
B	事業(補助)の対象	課題有	1歳半未満の乳児及び中学生以上の利用対象の拡大が、今後の検討事項となっている。
	事業(補助)の内容	課題有	夜間預かり及び当日利用について、今後の検討事項となっている。
	受益者負担	適切	利用料金の要件が各自治体で異なり比較は困難だが、他市と同水準である。
	事業コスト	普通	年間一人当たりの委託費は、他市と比較し、同水準である。
	業務負担	普通	子どもを安全に預かるため、利用者対応と委託先との調整が多い。
検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☒ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		令和4年度の児童福祉法改正により、子育て支援短期事業(ショートステイ)を含めた家庭支援事業の拡充が求められている。拡充のメニューでは、乳児や中学生を対象としたショートステイや、トワイライトステイ、当日利用があるが、子どもの安全性を考慮すると乳児の利用拡充が優先されると考えている。また、利用勧奨をしても受け入れない家庭に対し、措置による支援の実施についても検討を行っている。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった保護者や児童に必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	市が実施すべき事業である。
B	事業(補助)の対象	課題有	利用対象者の拡大が課題となっている。
	事業(補助)の内容	課題有	利用率が低いいため、委託により確保している受入枠については検討が必要である。
	受益者負担	適切	他市と同水準の利用者負担である。
	事業コスト	普通	他市と同水準の事業コストである。
	業務負担	普通	過度な業務負担はないものと考ええる。
検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☒ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間養育を行うものである。児童福祉法の改正に伴い、適切な子どもの成育環境を整備するため、支援内容を拡充することは妥当と考える。一方、利用率が平日、土日祝日ともに低い現状にあることから、その理由を分析し、今後の措置による支援の実施も含め、本事業の利用を必要とする方に広く支援を提供できるよう努められたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☒ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、疾病等により一時的に子どもの養育が困難となった家庭を支援するものであり、必要性は高く、児童福祉法の改正や令和6年4月のこども家庭センターの設置を踏まえ支援内容を拡充していくことは妥当である。 今後とも適切な周知に努め、本事業を必要とする方に支援が行き届くよう取組を進められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 1歳半未満の乳児を対象としたショートステイについて、令和7年度中の受付開始に向け取り組む。 ◇令和8年度以降 令和7年度の乳児ショートステイの利用状況を踏まえ、実施内容について検証し、利用者ニーズに対応した事業としていく。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 18	事務事業名 中小企業共済事業費	所管部課 産業振興課
------------	--------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】		
	中小企業者が退職金共済契約に基づき納付する掛金の一部を市が補助することにより、中小企業者の退職金共済契約の加入を促進し、もって従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることを目的とする。 【根拠法令等：西東京市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領		
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】				
	【補助の概要】 ■補助内容 ・新たに被共済者となった者1人につき、1月当たり500円を補助。（共済掛金の月額が2,000円のときは、1人につき1月当たり300円を補助。） ・新たに被共済者となった日の属する月分から起算して36月分を交付。 ■実施方法 ・該当事業所へ通知し、申請（請求）を受け、事業主へ支払う。				
事業開始時期【4】		合併前	実施形態【5】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他（ ）	

事業費データ	項 目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	3,581	3,188	3,240	3,687	千円
	内訳：主要な経費： 補助金	3,581	3,188	3,240	3,687	
	内訳：その他：					
	財源：国庫支出金・都支出金					
	財源：地方債					
	内訳：その他（ ）					
	内訳：一般財源	3,581	3,188	3,240	3,687	
	所要人員(B)【7】	0.08	0.08	0.07	0.07	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	584	574	502	502	千円
会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円	
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	4,165	3,762	3,742	4,189	千円	
単位当たりコスト【9】						
(E)=(D)/ (補助事業所数)	28	29	28	—	千円	

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	① 補助事業所数	147	132	133		件
	② 補助対象者数	784	710	832		人
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①補助金交付対象の事業所件数 ②補助対象の従業員人数：対象となる従業員の採用（雇用）人数の状況により増減あり					
【10】						

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市中本市を含む9市が実施している。 500円/月が本市を含む6市、300円/月が1市、480円/月が1市、1,000円/月が1市。うち、36か月以上を補助対象としているのは、本市を含む5市。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	中小企業退職金共済制度掛金助成制度(厚生労働省)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	中小企業の人材確保等を目的にした制度であり、深刻な人手不足の現状を踏まえ必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	中小企業における福利厚生充実の支援として、市が実施することは妥当である。
B	事業（補助）の対象	適切	中小企業従業員のうち新たに被共済加入した者を対象にしており適切である。
	事業（補助）の内容	適切	他自治体の補助金額と比較して、月額500円の補助は適切である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	人件費の効率化を図った。補助額については他自治体と比べ同等である。
	業務負担	普通	短期間での処理が負担ではあるが、AI-OCRの使用により入力業務の効率化が図られた。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		業務負担が多い入力業務について、令和5年度よりAI-OCRを使用したことで業務の効率化が図られた。その他業務で効率化ができる部分があるか検討する。 深刻な人手不足の影響により、人材の確保や定着が難しい状況におかれている中小企業を支援するため、西東京市第2次産業マスタープランにおいて、中小企業退職金共済掛金補助による雇用確保の支援に取り組むとしており、引き続き事業を実施する必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	事業の目的は一定理解できるものの、必要性については精査を要する。
	実施主体の妥当性	適切	市以外、実施主体となりえない。
B	事業（補助）の対象	適切	共済制度に新規加入した従業員のいる中小企業を対象としており適切と考える。
	事業（補助）の内容	適切	補助額については適切な水準であると考ええる。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	実施自治体は26市中9市と少ないが、補助額については他自治体と比べ中位である。
	業務負担	普通	特定時期に業務が集中するが、業務の効率化に取り組んだ結果、妥当な業務負担となっている。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		市内中小企業における福利厚生充実や雇用確保を支援するという事業の目的は理解できるが、本事業に対する市内中小企業のニーズや本事業による効果は不明確であり、他市においても事業を実施していない自治体が多い状況となっている。 他市の状況も踏まえた上で、本市において事業継続のニーズがあるのか、どのような効果を求めて行っていくのかを改めて検討し、目的の達成に向けて本事業による支援の継続が適切であるか、経済状況や人手不足の状況を踏まえながら見直しを行う必要がある。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図るものであり、目的の重要性は認められるものの、実態として本事業が市内中小企業の人材の確保・定着にどの程度貢献しているのかが明確になっていない。 まずは、各事業者へのヒアリング等により効果検証を行い、その結果を踏まえ、今後の事業の方向性や補助内容について検討されたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 令和6年度に実施した事業者へのアンケートの結果を踏まえ、今後の事業の方向性や補助内容について検討を行う。 ◇令和8年度以降 令和7年度の検討結果を踏まえた対応を行う。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 19	事務事業名 自治会・町内会等活性化補助金	所管部課 協働コミュニティ課
------------	-------------------------	-------------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	西東京市内にある自治会・町内会及びマンション管理組合の活性化及び良好な地域社会の維持・形成を図るため、自治会・町内会等がより良い地域社会の実現に向けて行う事業に対して補助金を交付する。 【根拠法令等：西東京市自治会・町内会等活性化補助金交付要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【補助の概要】 ・対象団体：自治会・町内会及びマンション管理組合 ・対象事業：地域福祉の促進と地域づくりのために行う事業（例：防災、防犯、地域美化、高齢者の見守り、広報事業、交流のためのお祭り等） ・対象経費：講師謝金、印刷費、消耗品購入費、リース料、保険料、その他 ・補助上限：1団体 12,000円＋（200円×世帯数） ・希望により一部概算払い可 【令和6年度から地域連携部門を試行】 ・自治会・町内会等が単独ではなく、NPO団体や市民活動団体と連携して、地域に向けて実施する事業に対し補助 ・補助上限：10万円			
事業開始時期【4】		平成26年度	実施形態【5】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他（ ）

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A) 【6】		1,464	2,065	2,578	3,000	千円
	内訳	主要な経費： 補助金	1,464	2,065	2,578	3,000	
		その他：					
	財源内訳	国庫支出金・都支出金					
		地方債					
		その他 ()					
		一般財源	1,464	2,065	2,578	3,000	
	所要人員(B) 【7】		0.17	0.19	0.22	0.25	人
	人件費(C)=平均給与 × (B)		1,242	1,363	1,579	1,794	千円
	会計年度任用職員報酬等(C') 【8】						千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		2,706	3,428	4,157	4,794	千円
単位当たりコスト 【9】						千円	
(E)=(D)/ (申請件数)		77	84	82	—		

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①申請件数	35	41	51		件
	②自治会加入率	20.0	20.0	19.4		%
	【10】《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 平成26年度に事業を開始して以来、年々申請数が増加し、平成30年度に64件、2,789,485円の実績に到達した。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが実施できず事業数が減少した。令和4年度から少しずつ申請が回復、令和5年度にはコロナ前の水準に近付いている。毎年、概ね同じ自治会等が使用しているが、新しく利用する団体や、隔年などで利用する団体も一定数存在している。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	毎年実施している自治会・町内会等への調査では、回答のあった団体(99団体)の約4割が補助金を使う意向がある(令和5年度)。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	補助対象経費が自治体により異なるため比較は困難であるが、本市と同様に、事業に対して助成を行っている自治体は26市中12市であり、その中では中程度の補助額となっている。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	地域の底力発展事業助成(東京都)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	自治会等のコミュニティ組織の活性化により、より豊かな市民生活に直結する事業である。
	実施主体の妥当性	適切	地域に根差した自治会等の活動は、市が主体的に支援を行う必要がある。
B	事業（補助）の対象	課題有	必要な団体への支援が来ているが、より多くの自治会等を支援できるよう努める必要がある。
	事業（補助）の内容	課題有	自治会等の活動を支援するのに適切な補助内容となるよう見直し、改善を進めている。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して、標準的なコストである。
	業務負担	普通	事業効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、加入世帯の減少や担い手の高齢化に喘ぐ自治会等にとって、活動を継続するインセンティブとして大きな役割を果たしており、必要不可欠なものである。一方で、自治会等の置かれている状況については、担い手の高齢化等により、更に厳しいものになっており、本制度も、より自治会等の持続可能性の向上や活性化につながるよう工夫が必要である。令和6年度から地域連携部門を試行し、その検証を行いつつ、地域コミュニティのあり方検討においても議論を行い、より効果的な補助の仕組みについて検討していく。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	地域福祉の促進と地域づくりのために寄与する事業である。
	実施主体の妥当性	適切	地域福祉の促進と地域づくりのため、市が実施することは妥当である。
B	事業（補助）の対象	課題有	新規加入に向けた所管の努力は評価しつつも、例年概ね同じ団体が活用している実態がある。
	事業（補助）の内容	適切	市民活動団体の活動の幅が広がるメリットがあり、コミュニティ全体の相乗効果につながる事が期待できる。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	他市と比較して標準的、平均的である。
	業務負担	普通	業務負担以上の事業効果や工夫がみられると認識している。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、地域福祉の促進と地域づくりに寄与するものである。令和6年度からは地域連携部門の試行実施に加え、新規の加入に向けた案内や説明会の開催等、試行錯誤を繰り返しながら時代の変化に応じた見直しを図っている。 新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが実施できず申請数が減少したものの、少しずつ回復し、令和5年度にはコロナ禍前の水準に近づいている状況を踏まえ、持続可能でより効果的なコミュニティの活性化を実現するためにも、今後も定期的な改善・見直しを図りたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、自治会・町内会及びマンション管理組合の活性化及び地域社会の維持・形成を図るものであり、必要性は認めるところである。令和6年度から地域連携部門の試行実施を行うなど、本補助金の見直しについて検討が進められていることは、評価できる。 試行実施の効果検証を確実にし、より良い制度となるよう、引き続き改善・見直しに努められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 地域連携部門の試行実施を継続するとともに、コミュニティのあり方検討の中で、本補助金を含む自治会・町内会支援の仕組みについて検討を行う。 ◇令和8年度 試行実施の結果及び令和7年度の検討結果を踏まえた補助制度の見直しを実施する。 ◇令和9年度 令和8年度の見直しについて、検証を行う。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 20	事務事業名 下保谷四丁目特別緑地保全事業費	所管部課 みどり公園課
------------	--------------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	都市化が進む駅周辺地域における貴重な緑であり、武蔵野の面影を残す屋敷林として非常に貴重な空間であるため、特別緑地保全地区として指定し保全するとともに、地域資源として有効活用することを目的とする。		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領	
	【根拠法令等：都市緑地法】			
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容／実施方法】 ■保全 ・母屋、外灯などの施設の修繕や、ナラ枯れ対策、剪定作業等を委託により定期的実施している。 令和5年度実績（母屋修繕、樹木剪定） ・市民ボランティア団体による管理を行っている。 活動内容（除草等維持管理、野草園の管理・開放など） ■活用 ・一般開放（令和5年度実績：年24回実施） ・委託会社によるイベント実施（令和5年度実績：季節に合わせ4回実施 野草園見学ガイドツアー、ひんやり井戸水で水遊び、落ち葉図鑑作り、むかし遊び体験など） <都支出金> 東京都市町村総合交付金（令和4年度及び令和5年度）、 東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業補助金（令和4年度及び令和5年度）			
	平成24年度	実施形態【5】	☒ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☒ その他 （市民ボランティア）	

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】		5,656	7,738	13,102	29,701	千円
	内訳	主要な経費： 樹木剪定等委託料	3,017	3,409	7,043	14,500	
		その他： 維持管理費等	2,639	4,329	6,059	15,201	
	財源内訳	国庫支出金・都支出金	0	3,188	2,387	0	
		地方債					
		その他（ ）					
		一般財源	5,656	4,550	10,715	29,701	
	所要人員(B)【7】		1.00	1.00	1.00	1.00	人
	人件費(C)=平均給与×(B)		7,305	7,176	7,176	7,176	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		12,961	14,914	20,278	36,877	千円
	単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/（ イベント開催日数 ）		4,320	2,983	5,070	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①イベント開催日数	3	5	4		日
	②イベント来場者数	1,123	2,031	1,400		人
	【10】 《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 令和4年度から年度内4回の季節イベントを開催している。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	イベント開催時に行ったアンケートでは、「自然を体験しながら、自然を活かした遊びをできるのが良かった。」や「子どもが楽しむことができ良かった。」といった声が聞かれた。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市において、保存と活用を両立している特別緑地はない。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	保全と活用のどちらか一方を担うサービスは民間等でも存在するが、保全と活用を両立したサービスを提供している例は見当たらない。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	より豊かな市民生活の形成に寄与する事業である。
	実施主体の妥当性	課題有	特別緑地の活用については、民間やNPO団体等が同種のサービスを提供しており、市が主体となる必要性は低い。
B	事業(補助)の対象	課題有	現状は、周辺に在住する市民が来訪者の中心であるが、市外も含め、幅広く来訪者を増やしていく必要がある。
	事業(補助)の内容	課題有	来訪者を増やすため、母屋の活用などを検討しているが、経費の抑制が課題である
	受益者負担	適切	施設規模と内容からは入場料を徴収することが難しいため、受益者負担は導入しない方向である。
	事業コスト	高い	安全性を確保するための樹木や建物の維持管理費用負担が大きい。
	業務負担	多い	イベントへの同行やボランティア団体との調整に時間を要するため、事業実施効果に対し業務負担が多い。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		特別緑地の活用については、民間企業やNPO団体等が同種のサービスを提供していることから、市が主体となって行う必要性が低く、民間活力の導入について検討が必要である。また、幅広く来訪者を増やしていくためには、一般開放の日数やイベントの回数を増加させたり、現在、イベント時のみに開放される母屋などの活用を行うことが必要となるが、維持管理費や委託料の増加が見込まれることから、経費の抑制が課題である。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	より豊かな市民生活の形成に寄与する事業である。ただし、利活用の方法によっては重要度は上がる。
	実施主体の妥当性	課題有	今後の緑地の公開状況に併せて検討が必要である。
B	事業(補助)の対象	課題有	まずは、地域のニーズ把握が必要である。
	事業(補助)の内容	課題有	閉鎖的な空間・管理とならないよう、維持管理と一般開放の範囲や段階的な整備について検討が必要である。
	受益者負担	適切	現時点での活用レベルでは受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	高い	安全性を確保するための樹木や建物の維持管理費用負担が大きい。
	業務負担	多い	ボランティア団体との調整があるため負担が多いと思われる。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		樹木の選定及び施設の維持管理に多大な事業費を要しているのにも関わらず、現時点ではイベント開催時しか利用されない閉鎖的な空間となっている。まずは、地域のニーズや市民に開かれた運営を検討するなどして、市民からの認知度や利用者の増加を検討すべきと考える。また、施設の維持管理については、外部委託のみを検討するのではなく、日常的な開放について、会計年度任用職員の活用を含めた低コストの管理運営も検討すべきと考える。なお、樹木の維持管理については、樹木医などの専門家の知見を踏まえて、安全な樹木の管理方法を検討し、地域ボランティアと行政がお互いの作業を理解する必要がある。	

【外部評価】

外部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		特別緑地の保全と活用を両輪で進めていくためには、まずはそれぞれの視点での本事業の目標数値を明確にする必要があると考える。その上で、緑地の維持管理には多額の事業費を要しており、今後更なる増大が見込まれている現状からも、事業費の抑制のために、クラウドファンディングやふるさと納税をはじめとした寄附金制度の活用や、民間団体等との協働などの取組が必要である。将来的に、一般開放の拡大や管理運営体制の見直しなど、緑地の運用が変わっていく可能性もあることから、現時点ではあらゆる角度からの手法を検討されたい。	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本緑地は、武蔵野の面影を今に伝える貴重な市の資源であり、適切に保全を図っていく必要がある。また、今後は、地域の自然や歴史を伝える場、住民同士の交流の場としての利用についても検討が必要である。一方で、剪定にかかる費用など、みどりの保全には今後も多額の事業費が想定されていることから、歳入の確保策について検討し、事業費の増大抑制に努められたい。	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】		◇令和7年度 令和6年度に策定するガイドラインに基づき、適切に保全を行うとともに、歳入の確保策としてクラウドファンディングを実施する。 ◇令和8年度以降 令和7年度の取組を検証し、ガイドラインに基づいた対応を行うとともに、引き続き、歳入の確保に努める。	
----------------------	--	---	--

事務事業評価シート

事業番号 21	事務事業名 緑と花の沿道推進事業補助金	所管部課 みどり公園課
------------	------------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	道路沿いに新たに生垣、花壇の造成、フェンスの緑化並びにそれらに伴う既存のブロック塀、万年塀等の撤去を行う際に必要な経費の一部を補助することにより、宅地と道路との接道部の緑化を推進する。併せてブロック塀等の倒壊による災害の発生防止に努める。 【根拠法令等：西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【補助の概要】 ■補助金交付の対象者：個人が居住するために所有又は管理をする宅地がある者で、補助要件に該当する生垣等の造成等をするもの。 ■補助金の交付対象経費・交付額：令和4年度から補助対象を拡充した。 ・生垣の造成 生垣の造成のみ：5,000円／メートル ブロック塀、万年塀撤去を伴う場合：16,000円／メートル ・花壇の造成及び花き等の購入（令和4年度から） 花壇の造成のみ：5,000円／メートル ブロック塀、万年塀撤去を伴う場合：16,000円／メートル ・フェンス緑化（令和4年度から） 植物の植付けのみ：2,000円／メートル フェンス設置及び植物の植付け：7,000円／メートル ブロック塀、万年塀撤去を伴う場合：13,000円／メートル			
事業開始時期【4】		平成14年度	実施形態【5】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他（ ）

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】		358	220	19	1,248	千円
	内訳	主要な経費： 補助金	358	220	19	1,248	
		その他：					
	財源内訳	国庫支出金・都支出金					
		地方債					
		その他 ()					
		一般財源	358	220	19	1,248	
	所要人員(B)【7】		0.22	0.22	0.22	0.22	人
	人件費(C)=平均給与×(B)		1,607	1,579	1,579	1,579	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		1,965	1,799	1,598	2,827	千円
	単位当たりコスト【9】						千円
	(E)=(D)/ (緑化総延長)		61	41	399	—	

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①緑化総延長(当該年度)	32.3	44	4		m
	②ブロック塀の撤去長	5.85	0	0		m
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ■補助申請数 令和3年度：4件、令和4年度：4件(生垣4件)、令和5年度：1件(花壇1件)					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	生垣造成への助成は26市中15市で実施している。補助対象については各市で異なるが、本市のように花壇の造成等を補助対象としている自治体は少ない。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	みどりの保護と育成に関する補助金(みどり公園課) ブロック塀等安全対策促進助成制度(住宅課)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	民有地の緑化の推進を行う施策として必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	同種のサービスを提供している例がなく、市が主体となつて行う必要がある。
B	事業（補助）の対象	課題有	補助事業の認知度が低いため、改善・見直しが必要である。
	事業（補助）の内容	課題有	執行率が低く、より使いやすい補助となるよう改善が必要である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	生垣の造成に対する補助額については、平均的である。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		前回の事務事業評価（令和元年度）を受け、補助対象として新たに花壇の造成やフェンスの緑化等を追加したが、依然として、執行率が低いことが課題となっている。より使いやすい補助となるよう、補助内容について見直しが必要であるとともに、周知方法にも工夫が必要であると考え。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	民有地の緑化の推進を行う施策として必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	同種のサービスを提供している例がなく、市が主体となつて行う必要がある。
B	事業（補助）の対象	課題有	民有地の緑化の推進の範囲を道路沿いに限らず、広げてよいと考える
	事業（補助）の内容	課題有	民有地の緑化という趣旨を広く酌んだ補助制度が望ましいと考える。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	生垣の造成に対する補助額については、平均的である。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、民有地の緑化を目的としていることから、緑化の範囲を道路に面した場所に限定せず、道路から見える・感じる範囲まで広げるなど、補助制度の利用しやすさと民有地の緑化（市民が感じる緑化の量）が両立するような補助制度となるよう再度検討が必要と考える。 また、市域の緑化については、その目的に資する本事業以外の取組も含め、成果を適切に公表できる集計方法を検討し、市民に広く周知していく必要がある。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	（対象外）

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、民有地の緑化とブロック塀等の倒壊による災害の発生防止の観点から、必要性は認めるところである。しかしながら、令和元年度の事務事業評価を受け、補助対象の見直しを行っているものの、補助実績は低調な状態が続いている。 事業目的としている緑化の推進に資する事業とするため、市民にとってより活用しやすい制度となるよう、補助対象範囲や補助率、補助額など、改めて制度の見直しを図られたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 より利用しやすい制度となるよう、補助対象や補助額などの見直しについて検討を行う。 ◇令和8年度 令和7年度の検討を踏まえ、事業の見直しを実施する。 ◇令和9年度 令和8年度の見直しについて、検証を行う。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 22	事務事業名 塵芥収集事業費(ふれあい収集)	所管部課 ごみ減量推進課
------------	--------------------------	-----------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	高齢又は障害等により自ら家庭廃棄物を持ち出すことが困難な世帯に対し、玄関先等から家庭廃棄物の収集をすることにより、日常生活の負担の軽減及び衛生環境の保全を図ることを目的とする。 【根拠法令等：西東京市ふれあい収集事業実施要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容／実施方法】 ケアマネージャー等による世帯の状況についての聞き取り調査や、申請書の内容審査を行った上で、認定する。 ■対象世帯 ・要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けた65歳以上の者だけで構成されている世帯 ・肢体不自由の1級又は2級の者だけで構成されている世帯 ・その他ふれあい収集が必要な世帯 ■ごみの回収方法 ・対象世帯の自宅前に専用のごみボックスを設置し、週に1、2日、決められた曜日に通常収集の全品目を一度に回収する。			
事業開始時期【4】		平成15年度	実施形態【5】	☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	3,773	3,861	6,931	6,504	千円
	内訳 主要な経費： 報酬等	2,500	2,510	5,192	5,192	
	内訳 その他： 自動車修繕費等	1,273	1,351	1,739	1,312	
	財源 国庫支出金・都支出金					
	財源 地方債					
	内訳 その他 ()					
	内訳 一般財源	3,773	3,861	6,931	6,504	
	所要人員(B)【7】	4.00	4.00	4.00	4.00	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	29,220	28,704	28,704	28,704	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】	2,500	2,501	4,050	5,232	千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	35,493	35,066	39,685	40,440	千円
単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/ (ふれあい収集実施世帯数)	80	71	85	—	千円	

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①ふれあい収集実施世帯数(各年度末時点)	445	493	469		世帯
	②新規申込件数(各年度末時点)	157	200	169		件
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 年間150件以上の新規申込みがあるが、逝去や施設入所等を理由にサービスを終了する方も多いため、全体の件数としては微増である。					
【10】						

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	ふれあい収集対象世帯を担当しているケアマネージャー等からの聞き取りによると、ふれあい収集を行うことにより、ごみ出しについて問題なく排出することができるようになったとの意見がある。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	ふれあい収集実施：17市(うち直営：5市、委託：12市) ふれあい収集未実施：9市
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	ごみ出しに困っている高齢者・障害者世帯を支援する事業のため必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	通常のごみ収集の延長線上に、ふれあい収集があると考えため市が主体となることは妥当である。
B	事業(補助)の対象	適切	通常のごみ出しが困難な方を対象としており、適切である。
	事業(補助)の内容	課題有	将来的には委託化を含めた業務内容についての検討が必要である。
	受益者負担	適切	通常回収と同様に指定取集袋により回収している。
	事業コスト	普通	事業内容に差があり、比較が困難であるが、直営回収団体の中では平均的な水準である。
	業務負担	多い	申請件数が増加しており、受付から承認までの事務及び収集件数が増加している。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、ごみ出しが困難な世帯に対し、玄関先からごみの収集を行うことで、在宅での生活の手助けとなると同時に、ごみ出しの状況によって対象者の安否確認ができる側面もあり、必要性は高いと考える。一方、本市は他自治体に比べ対象世帯が多く、今後、市の職員による対応が難しくなることが想定される。 現状では継続実施が適当と考えるが、将来的には、市が直営で実施している収集業務の必要性を精査し、本事業についても委託化を含め、業務内容について検討が必要である。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	ごみ出しに困っている高齢者・障害者世帯を支援する市民生活に密接した事業であり、必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	ごみ収集事業の一貫として実施する事業であり、市が主体となるべきである。
B	事業(補助)の対象	適切	ごみ出しに困っている高齢者・障害者世帯を支援する事業であり、適切であると考ええる。
	事業(補助)の内容	課題有	将来的な委託化について、検討が必要である。
	受益者負担	適切	通常回収と同様に指定取集袋により回収しており適切である。
	事業コスト	普通	事業内容に差があり、比較が困難であるが、市職員による回収を行う団体の中では平均的な水準である。
	業務負担	多い	受付から承認、収集日の確定、収集ルートの調整、地域包括支援センター等との調整など業務が多岐にわたる。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、ごみ出しが困難な世帯に対し実施しており、今後更に高齢化が進む社会にあつて、ますます需要が増えるが見込まれる。また、本市では、他市に比べ対象となる要件が広く、対象者の安否確認も同時に行っていることから、現時点では現行の市職員による収集が適切である。 一次評価にあるように、将来的には、本事業についても委託化の検討が必要であり、収集作業を行う職員の退職等の状況によってその時期は前後することから、早期にその検討に着手する必要がある。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、ごみ出しが困難な世帯に対し支援を行うもので、市民生活に密接した行政サービスであることから、今後も継続して実施していく必要がある。ごみの収集に併せて対象者の安否確認を行っている点は、本市の事業の特徴でもあり、現時点では市職員による収集が適切である。 しかしながら、収集作業を行う職員の退職等の状況によっては、直営での実施が困難となる場合もあることから、本事業が持続可能なものとなるよう、今後の体制については、委託化の可能性も含め、早期に検討されたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度以降 市職員による直営での実施を継続していくが、職員の退職に備え、委託化の可能性を含め業務内容の精査を進めるとともに、市全体の技能労務職の方針に併せた対応を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 23	事務事業名 集団回収奨励金	所管部課 ごみ減量推進課			
------------	------------------	-----------------	--	--	--

事務事業の概要	事務事業の目的【1】				根拠法令等【2】
	資源物(古紙・古布)の集団回収を行う団体に対し、奨励金を交付することにより、ごみその他の廃棄物の減量化及び資源物の再利用化を図るとともに、団体のごみの回収運動を促進し、市民の資源の有効利用についての認識を深めることを目的とする。 【根拠法令等：西東京市集団回収奨励金交付要綱】				☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】				
	【補助の概要】 ■事業内容／実施方法 市は集団回収を実施する団体からの登録申請を受け、回収業者へ回収を委託する。毎年度4月から翌年3月までに、各登録団体が集めた資源物(古紙・古布)を市が委託する資源回収業者が回収し、回収した量に応じて1キログラム当たり7円を限度に各団体に奨励金を年1回交付する。1団体当たりの交付額平均55千円(令和5年度) ■団体の要件 ・団体を組織する構成員が西東京市内の住民であること ・資源物の回収を業として行う団体ではないこと ・5世帯以上の参加がある団体であること(特別の事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。) ・資源物の回収を団体で月1回以上実施すること				
	事業開始時期【4】				合併前 実施形態【5】 ☐ 直営 ☒ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位	
	事業費(A)【6】	26,437	25,212	23,932	24,812	千円	
	内訳 主要な経費： 補助金	18,394	17,528	16,608	17,241		
	内訳 その他： 集団回収収集運搬委託料	8,043	7,684	7,324	7,571		
	財源 国庫支出金・都支出金						
	財源 地方債						
	財源 内訳 その他 ()						
	財源 一般財源	26,437	25,212	23,932	24,812		
	所要人員(B)【7】	0.17	0.17	0.17	0.17		人
	人件費(C)=平均給与×(B)	1,270	1,248	1,248	1,248		千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	27,707	26,460	25,180	26,060	千円	
単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/ (資源物回収量)	11	11	11	—	千円		

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	① 登録団体数	321	305	296		団体
	② 資源物回収量	2,631	2,508	2,376		t
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①構成員の高齢化等により、登録団体数は減少傾向にある。 自治会等 115団体 マンション管理組合等 183団体 (R6.3.31時点) ②回収量の減少要因としては、登録団体数の減少や、電子化に伴うペーパーレス化による印刷物の減少によるものとする。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	集団回収を実施することで、地域コミュニティの活性化に繋がるといった意見もある。 一方、通常回収で古紙・古布類も戸別収集になったことで自宅敷地内に出せるため、 集団回収は管理が必要で手間がかかり大変であるとの意見もある。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市以外の自治体でも実施しているが、回収事業者へ支払う委託料の有無や回収品目ごとの奨励金単価など、実施方法は異なっている。近隣市(小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市)における奨励金単価(1キログラム当たり)を比較すると本市は中位となっている。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	事業の優先度(緊急性)は低いが、事業が廃止となると市民生活に影響が生ずる。
	実施主体の妥当性	適切	市民の資源化への意識を高め、ごみの減量に繋げる取組であり、市が主体となって行うべきである。
B	事業(補助)の対象	適切	一定数の世帯で組織された団体に対して補助を行うことで資源化への意識醸成ができるため適切である。
	事業(補助)の内容	課題有	7円/kgの奨励金については、他市の状況を鑑みて単価を検討する必要がある。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	他自治体との1トン当たりの回収費用の比較では、標準的なコストである。
	業務負担	少ない	毎月の集団回収量のシステムへの入力が主なものであるが、年度末の奨励金交付手続きに事務が集中している。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		平成30年度の事務事業評価では、経費について行政回収より割高となっていることが指摘された。しかし、当時と異なり、近年では古紙・古布の売払いによる歳入が見込めなくなったことや、市全体の古紙・古布の回収量が減少していることから、令和5年度時点では、集団回収の方が、行政回収に比べ回収量単位当たりの単価は低廉となっており、この傾向は今後も継続することが予想される。令和元年度に古紙・古布類の戸別収集が開始されたことや、構成員の高齢化等により登録団体数が減少していることから、事業の周知に努めつつ、継続実施することが望ましい。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	資源物の回収の観点から、市民生活に密接に影響する本事業の必要性は普通と判定する。
	実施主体の妥当性	適切	市民の資源化への意識を高めごみの減量に繋げる取組であり、市が主体となって行うべきである。
B	事業(補助)の対象	適切	一定数の世帯で組織された団体に対して補助を行うことで資源化への意識醸成ができるため適切である。
	事業(補助)の内容	課題有	現在7円/kgの奨励金については、団体の意欲及び他市の状況を鑑みて単価を検討する必要がある。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	他自治体との1トン当たりの回収費用の比較では、標準的なコストである。
	業務負担	少ない	毎月の集団回収量のシステムへの入力が主なものであるが、年度末の奨励金交付手続きに事務が集中している。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、廃棄物の減量化及び資源物の再利用化に寄与している。戸別収集となった現在でも、市民の資源の有効利用についての認識を深めるためにも実施の意義がある上、市の財政的にも有利であるならば、引き続き継続することが望ましいと考える。また、地域コミュニティの活性化にも資する事業であり、その観点からも登録団体数の増加に向けた取組が必要であることから、より効果的な周知方法等について検討されたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、平成30年度の事務事業評価において、集団回収に係る単価が行政回収と比較して割高であることから抜本的見直しと評価されているが、現時点では、集団回収に係る単価の方が低廉となっている。現下の状況では、財政的な視点から集団回収として継続実施することが望ましいが、回収に係る単価比較については継続して注視するよう努められたい。また、地域コミュニティの活性化の一助ともなる事業であるため、自治会・町内会等と連携するなど、効果的な周知に努められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 新規登録団体の確保に向け、自治会・町内会との連携について検討する。 ◇令和8年度以降 令和7年度の検討を踏まえた対応を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 24	事務事業名 小・中学校諸行事運営事業費(周年行事)	所管部課 教育企画課
------------	------------------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	(1)学校開校の意義と歴史を見直し、児童・生徒が新たな伝統を自ら築き上げようとする態度を培う。 (2)学校開校の節目を祝い、先人たちの苦勞・足跡を知り、現在があることに感謝する。 (3)児童・生徒の愛校心を育む。 (4)周年行事を通じて、学校の歴史を支えてきた地域社会との交流・連携・協力を一層深める。 (5)児童・生徒に厳肅で清新な気分を味わわせ、集団の場における規律的かつ気品のある態度を育てる。		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容】 市立小・中学校の周年行事を、10周年を単位とし、原則として、開校日を基準に10年単位の年数が経過した年度に行う。 【実施方法】 教育委員会事務局は、周年行事の開催を支援するための事務を行う。 ■事務内容 ・記念誌等作成のための学校予算(報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、役務費)の配当 ・周年行事実施の手引きの作成 ・学校が作成する記念誌の校正作業 ・会場確認、当日の補助			
事業開始時期【4】		合併前	実施形態【5】	☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	1,321	1,686	1,123	2,827	
内訳	主要な経費：印刷製本費	566	930	620	1,586	千円
	その他：報償費等	755	756	503	1,241	
	国庫支出金・都支出金					
	地方債					
	その他 ()					
財源内訳	一般財源	1,321	1,686	1,123	2,827	
	所要人員(B)【7】	0.08	0.18	0.08	0.32	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	584	1,292	574	2,296	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	1,905	2,978	1,697	5,123	千円
	単位当たりコスト【9】					
	(E)=(D)/ (周年行事実施校数)	953	993	849	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①周年行事実施校数	2	3	2		校
	②					
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市のうち、本市を含めて17市が10年周期で周年行事を実施している。また、26市のうち15市が記念品を贈呈し、そのうち9市が公費を支出している。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	地域に対する愛着心を育み、地域とともにある学校づくりを進める上で周年行事の果たす役割は大きい。
	実施主体の妥当性	適切	義務教育において実施する事業のため、市が主体となって実施する必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	児童・生徒・地域住民等を対象とすることは適切である。
	事業（補助）の内容	適切	式典の経費、記念誌の作成経費等適切である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	高い	他自治体と比較すると1校当たりのコストは高めである。
	業務負担	普通	主体は学校であるため、業務負担は大きくない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、学校に関わりのある地域の方々なども招き、日頃の感謝を伝える場ともなっており、これからの学校に求められる地域とともにある学校づくりを進めるための大切な行事のひとつとなっていることから、継続して実施する必要がある。しかしながら、1校あたりの事業コストは、児童・生徒数などが異なるため単純に比較はできないが、他市と比べ高めである。記念品の作成のための学校配当予算については、段階的に経費の抑制に努めてきたが、物価高騰等の影響が生じている。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	地域の核となる学校の周年を地域とともに記念する行事には一定の意義がある。
	実施主体の妥当性	適切	市立学校の行事であり、市が実施主体となることは適切である。
B	事業（補助）の対象	課題有	事業の対象が周年行事の実施年度に在籍している児童・生徒だけに限定されている。
	事業（補助）の内容	課題有	記念品を公費負担で配布するという内容は見直しが必要である。
	受益者負担	課題有	記念品については受益者負担を検討するべきである。
	事業コスト	高い	他の自治体と比較して1校当たりの事業コストは高い。
	業務負担	普通	学校側の負担について検討が必要である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		学校の周年行事には意義があるが、事業費が主に記念品や記念誌に充当されており、事業の対象が周年行事の実施年度に在籍している特定の児童・生徒だけに限定されている。また、記念品や記念誌を公費負担としている点は、他市に比べサービス水準が高い。 公費を負担し、本事業を継続実施するならば、将来にわたり在籍する多くの児童・生徒が受益できる仕組みへの見直しや、周年行事の開催周期の見直しなどが必須である。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止	周年行事は、地域とともに学校の周年を祝う貴重な機会であり、今後も継続して実施していく必要がある。一方で、記念品や記念誌を公費負担で作成している点は、他市と比較してもサービス水準が高く、事業の対象が当該年度に在籍する児童・生徒に限られている点は従前から課題となっている。 より多くの児童・生徒や、地域の方々に還元される仕組みとなるよう、事業費の使途について抜本的な見直しを図られたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 小・中学校校長会と事業内容について協議を行う。 ◇令和8年度 校長会からの意見を踏まえ、事業の見直しを実施する。 ◇令和9年度 令和8年度の見直しについて、検証を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 25	事務事業名 就学支援委員会等事務費	所管部課 学務課			
------------	----------------------	-------------	--	--	--

事務事業の概要	事務事業の目的【1】					根拠法令等【2】	
	小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の中で、適切な就学を図ることを目的としている。 【根拠法令等：西東京市就学支援委員会設置要綱】					☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】						
	【事業内容】 ■就学相談（就学・転学） 対象：市立小・中学校特別支援学級、都立特別支援学校への入学・転学を希望する幼児、児童及び生徒の保護者 ■就学相談（通級指導学級入級・特別支援教室入室） 対象：通級指導学級又は特別指導教室への入級・入室を希望する幼児、児童及び生徒の保護者 【実施方法】 就学相談員の保護者面接、在籍園（校）における行動観察、心理士による発達検査、医師診察、所属校長による面接を経て、就学支援委員会において集団及び個別行動観察、審議を行い、適切な就学先を判断する。 ※就学支援委員会：医師や学識経験者、特別支援学校教員、市立学校の校長及び教員、市職員等からなる委員会。（年17回実施／令和5年度実績。転入等の場合は略式で随時行っている。）						
事業開始時期【4】		合併前	実施形態【5】	☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他（ ）			

事業費データ	項 目	令和3年度 （決算額）	令和4年度 （決算額）	令和5年度 （決算見込額）	令和6年度 （予算額）	単位	
	事業費(A)【6】	20,546	20,945	23,767	31,579	千円	
	内訳：主要な経費：報酬等	16,334	16,302	18,775	26,486		
	内訳：その他：報償費等	4,212	4,643	4,992	5,093		
	財源：国庫支出金・都支出金						
	財源：地方債						
	財源：その他（ ）						
	財源：一般財源	20,546	20,945	23,767	31,579		
	所要人員(B)【7】	1.00	1.00	1.00	1.20		人
	人件費(C)=平均給与×(B)	7,305	7,176	7,176	8,611		千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	27,851	28,121	30,943	40,190	千円	
単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/（就学支援委員会審議件数）	55	47	55	—	千円		

評価指標	指標名	令和3年度 （実績値）	令和4年度 （実績値）	令和5年度 （実績値）	令和6年度	単位
	①就学支援委員会審議件数	510	597	565		件
	②発達検査実施件数	207	239	256		件
	【10】《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 特別支援教育の理解が進んだこと等を背景に、特別支援学校・学級・教室の利用を希望する相談が近年増加している。そのことに伴い、就学支援委員会審議件数や発達検査件数が増加している。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 （アンケート結果など）	特別支援学校・学級・教室の利用を希望する保護者からの相談が近年増加している中、令和6年度から特別支援教室が全校設置となり、特別支援教室での指導を希望する声は更に増えた。これまで医療機関等に関わっていない児童等も多く、学務課での発達検査実施を希望する声が多い。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 （平均値、本市の順位など）	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市中、就学支援委員会審議件数や発達検査実施件数については高い水準である。 報酬や謝金単価については、他市と同水準である。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	教育相談における発達検査（教育支援課）

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	幼児・児童・生徒の就学先決定のために必要不可欠である。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体的に実施する必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	相談希望者全員を審議対象として、就学支援委員会で就学先を決定している。
	事業（補助）の内容	適切	一人ひとりに寄り添いながら、丁寧な相談を行うことができています。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	報酬や謝金単価、発達検査にかかる費用については標準的である。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		児童・生徒の就学先決定のために必要不可欠な事業であるため、引き続き実施する必要がある。特別支援教育を希望する保護者は近年増加傾向にあり、それに伴う相談、医師診察や発達検査のニーズも増加している。適切な時期を逃すことなく、一人ひとりに合った就学先の決定に向けて、就学相談では丁寧な相談を行っており、発達検査や医師診察についても医療機関等との関わりがない場合は市で実施できるよう事業を行っている。ニーズの増加に伴って、コストは増加傾向となっているが、引き続き水準を落とすことなく実施すべき事業である。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	児童・生徒一人ひとりに応じた適切な教育を行うために必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となり実施することは妥当である。
B	事業（補助）の対象	適切	相談希望者全員について調査・審議することに不適切な点はない。
	事業（補助）の内容	適切	適切かつ公正な調査・審議を行うために必要な体制である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	他の自治体と比較して特異な点は認められない。
	業務負担	普通	事業内容に応じた業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		子の発達に不安を抱く保護者に寄り添うとともに、専門的知識を有する者による公正な調査等により、児童・生徒一人ひとりに応じた適切な就学先を決定することは社会的に重要であり、発達検査を含め、市が主体となって公費で実施することには合理性がある。一方、特別支援教育を希望する保護者は近年増加傾向にあることから、本事業の効率的な運用について検討を行うとともに事業費の抑制について努められたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、児童・生徒の適切な進学先を決定するために重要なものであり、特別支援教育のニーズが高まっている中、発達検査を含め、市が主体となって公費で実施する必要がある。 一方で、今後、委員会による審議件数の増加が想定されることから、資料のデジタル化やICTを活用した相談受付など事業の効率化の検討を積極的に行うとともに、事業費の増大抑制に努められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 就学相談や発達検査のオンライン受付について検討を行い、年度内に導入する。 ◇令和8年度 令和7年度に導入したオンライン受付について、検証を行うとともに、委員会における審議等へのICTの活用について検討する。 ◇令和9年度 令和8年度の検討結果を踏まえた対応を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 26	事務事業名 特別支援就学奨励費	所管部課 学務課
------------	--------------------	-------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者に対して、学用品費や校外活動費等の教育費の一部を支給することで経済的負担を軽減することを目的とする。		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	【根拠法令等：特別支援学校への就学奨励に関する法律、西東京市就学援助費及び就学奨励費支給要綱】			
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【支給対象者】 公立小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者 【支給費目】 ■所得額が国基準未満の保護者 学用品・通学用品費※、新入学学用品費※、校外活動費、移動教室費、修学旅行費、卒業記念品費、学校給食費、学校病医療費、副教材費、交流学习交通費、職場実習交通費、通学費（※が付記された費目は定額支給、それ以外の費目は実費支給） ■所得額が国基準未満を超える保護者 通学費、交流学习交通費及び職場実習交通費のみ支給（実費支給） <国庫支出金>特別支援教育就学奨励費補助金			
事業開始時期【4】	合併前	実施形態【5】	☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()	

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】		19,318	21,785	24,807	30,185	千円
	内訳	主要な経費： 扶助費	19,318	21,785	24,807	30,185	
		その他：					
	財源内訳	国庫支出金・都支出金	4,769	4,997	5,670	7,019	
		地方債					
		その他 ()					
		一般財源	14,549	16,788	19,137	23,166	
	所要人員(B)【7】		0.30	0.30	0.30	0.30	人
	人件費(C)=平均給与×(B)		2,192	2,153	2,153	2,153	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		21,510	23,938	26,960	32,338	千円
	単位当たりコスト【9】						千円
(E)=(D)/ (認定者数)		77	85	90	—		

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①認定者数	280	282	299		人
	②					
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	特別支援学級の在籍者数増加に伴い、認定者数も増加傾向にある。 各年度の実績値は就学奨励費認定者及び通級指導学級認定者の人数。 令和3年度 認定者数 小学校 176人 中学校 104人 令和4年度 認定者数 小学校 172人 中学校 110人 令和5年度 認定者数 小学校 170人 中学校 129人					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	国制度を基本にして実施しているため、サービス水準は概ね一定である。 ・26市における本市の順位(過去3年分の平均による):事業費4位、認定者数6位、認定者一人当たりにかかる事業費8位 ・国の補助制度にない費目を支給している市:本市を含め10市
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	・就学援助費(学務課) ・修学旅行費補助金(学務課)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定に加え、特別支援教育の趣旨を踏まえた支援策である。
	実施主体の妥当性	適切	特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定と、国制度を基本とするため市主体で実施する必要がある。
B	事業(補助)の対象	適切	国制度を基本としていることに加え、制度の趣旨として対象者は適切である。
	事業(補助)の内容	適切	国制度を基本としており、支給費目や支給対象要件も同一であるため適切である。
	受益者負担	適切	事業の趣旨を踏まえ、受益者負担なく市が実施する必要がある。
	事業コスト	普通	国制度を基本としているため、他自治体とのサービス内容に大きな乖離はない。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		H28年度の事務事業評価を受けて、上限額の定めがない援助費目について、他自治体の状況等を踏まえ検討を進めたが、他団体との実施内容に大きな乖離はなく、また就学援助費とのサービス水準に相違が出ることから、現行のサービス内容を継続してきた。特別支援教育等の趣旨や、近年の物価高騰等による保護者の負担を鑑み、引き続き、現行のサービス内容で継続実施するのが望ましいと考える。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	特別支援教育の普及奨励を図るための経済的負担の軽減は必要不可欠な支援である。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施する必要がある。
B	事業(補助)の対象	適切	国制度を基本としているため対象者については適切である。
	事業(補助)の内容	課題有	国制度を基本としているが、市独自の費目の支給について検討する必要がある。
	受益者負担	課題有	国基準を超える支給について検討する必要がある。
	事業コスト	高い	国制度にない費目を支給している市は本市を含め26市中10市であり、他自治体と比べて事業コストは高い。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、特別支援教育の趣旨を踏まえた支援策として、その必要性を認めるところであるが、本市の特別支援学級等の在籍児童・生徒数は年々増加の傾向にあり、本来の目的である特別支援教育の普及奨励については一定程度達成できていると思われる。 上限額の設定なく国庫補助対象額を超えて支給する費目や、国庫補助対象外の費目を支給していることで他自治体よりサービス水準が高くなっているため、財政負担の観点からも持続可能な事業となるよう補助内容について見直しを検討する必要がある。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、特別支援教育の趣旨を踏まえた保護者の経済支援策として、その必要性は認めるところであるが、国庫補助対象額を超えた支給費目や国庫補助対象外の支給費目があり、他自治体と比較しサービス水準が高い状況である。 平成28年度の事務事業評価でも同様の指摘がされているが、本市の特別支援学級等の在籍児童・生徒数は引き続き増加の傾向にあることから、改めて補助内容について見直しを検討し、持続可能な事業となるよう事業費の増大抑制に努められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 上限額の定めがない費目や、国庫補助対象外の費目の支給について、財政状況及び他自治体との均衡も図りながら、持続可能な事業となるよう補助内容について検討する。 ◇令和8年度 令和7年度の検討結果を踏まえた対応を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 27	事務事業名 外国人英語指導事業(ALT事業)	所管部課 教育指導課
------------	---------------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	外国語指導助手(以下「ALT」という。)の指導により、英語活動・指導の充実及びわが国と外国の文化や伝統を尊重する心の育成、コミュニケーション能力の向上を図ることを目的とする。		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 小・中学校において、ALTによる英語指導の充実及び国際理解教育の推進を図る。 【実施方法】 学校の規模に応じて当該にてALT派遣時数を設定し、業者と学校間にて日程調整の上、派遣を行っている。 活用方法については、各学校において決定している。主な内容は以下のとおり。 ・学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案とその指導実践 ・教職員等と指導内容、方法についての事前打合せ ・児童のスピーチ技術、英語理解度を測る試験の採点、助言及び指導 等 <都支出金> 東京都区市町村振興協会宝くじ交付金		
事業開始時期【4】		不明	実施形態【5】 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☒ その他 (派遣)

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位	
	事業費(A)【6】		24,448	28,234	26,741	31,150	千円	
	内訳	主要な経費:	委託料	24,448	28,234	26,741		31,150
		その他:						
	財源内訳	国庫支出金・都支出金		20,000	20,000	20,000		20,000
		地方債						
		その他 ()						
		一般財源		4,448	8,234	6,741	11,150	
	所要人員(B)【7】		0.11	0.11	0.11	0.11	人	
	人件費(C)=平均給与×(B)		804	789	789	789	千円	
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円	
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		25,252	29,023	27,530	31,939	千円	
	単位当たりコスト【9】						千円	
(E)=(D)/ (ALTが参画する授業時数)		6	6	5	—			

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①ALTが参画する授業時数	4,551	4,828	5,042		時数
	②全国学力・学習状況調査平均正答率	-	-	56		%
	【10】《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①年度当初の予定時数であり、実績時数とは異なる場合がある。 ②令和5年度のみ英語が調査対象となった。令和5年度の英語の平均正答率は、全国(公立)が45.6%、東京都(公立)が52%となっており、本市はいずれと比較しても高い平均正答率となっている。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	令和5年度に学校に対して行ったALTの指導状況に関するアンケートでは、「明るい笑顔でリズム良く子どもたちとかわかって下さり、とても楽しく学習することができています。」「今後は放課後の活動なども少しお手伝いいただけるといいなと思っています。」などの声があった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市全市でALTの活用を行っている。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	英語指導の充実及び国際理解教育の推進の観点からも、必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	義務教育において実施する内容のため、市が主体となって実施する必要がある。
B	事業(補助)の対象	適切	外国語活動及び外国語の授業が実施される学年を対象としており、適切である。
	事業(補助)の内容	適切	英語指導の充実及び国際理解教育の推進に資しており、適切である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	業務負担	普通	事務負担に比べ実施効果がある。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		英語指導の充実及び国際理解教育の推進を図る観点からも、本事業は必要な事業である。 本市では英語の学習者用デジタル教科書を導入しており、音声で発音の学習等を行うことはできる環境ではあるが、実際にALTとコミュニケーションを図り、他国の文化や生きた英語に触れることは重要であると判断する。また、各学校の英語年間授業時数等を鑑みても、適切な実施日数であるため、継続実施が妥当と判断する。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	英語指導の充実及び国際理解教育の推進の観点から必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	義務教育においては、市が主体となって実施する必要がある。
B	事業(補助)の対象	適切	児童・生徒を対象とする事業である。
	事業(補助)の内容	適切	外国語指導助手(ALT)の指導により、生きた英語を学ぶとともに国際理解が図れている。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	業務負担	普通	通常業務の範囲内である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、英語指導の充実及び国際理解教育の推進を図る観点から必要であり、義務教育課程において定着している。今後については、GIGAスクール構想によるICT環境の充実を踏まえ、デジタル技術を組み合わせた更なる指導の質の向上に努めるとともに、市民・関連団体等の意見にもあるような校外活動、クラブ活動等における児童との交流など、ALTの役割の多様化についても検討されたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、外国語による言語活動の充実や、国際理解教育の推進、コミュニケーション能力の向上の観点から、今後も継続して実施していく必要がある。 GIGAスクール構想によって1人1台端末が整備され、ICT機器やデジタル教材が急速に普及したことから、それらを活用しつつ、学校現場が求めているALTの役割の多様化についても検討を進め、限られた予算の中で本事業が最大の効果を発揮できるよう、工夫を図られたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 ALTの役割の多様化について検討する。 ◇令和8年度以降 令和7年度の検討を踏まえた対応を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 28	事務事業名 教育相談事業費	所管部課 教育支援課
------------	------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	幼児から高校生年齢までの子どもについて、個に応じた教育支援を推進するため、子ども・保護者・教員・関係者等に対する相談や支援を行う。 【根拠法令等：西東京市教育相談センター事業実施要綱、西東京市スクールソーシャルワーカーの設置及び取扱要綱、西東京市不登校・ひきこもりセーフティネット事業実施要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 教育相談センターにおいて、来所や電話により、臨床心理士などの相談員が子どもの状態等を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンス、カウンセリング、心理療法などを行い、教育に関する相談等を受けている。また、社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーが学校や関係機関と連携し、児童・生徒が抱える問題の解決を図るほか、不登校・ひきこもりセーフティネット事業として不登校ひきこもり相談室「Nicomoroom」や体験フリースペース「ニコモテラス」の運営を行う。 【実施方法】 ①来所相談：相談は予約制で原則1回45分間。臨床心理士などの相談員が行う相談業務 ②電話のみの相談：電話により臨床心理士などの相談員が行う相談業務 ③スクールソーシャルワーク：スクールソーシャルワーカーが関わる相談業務 ④不登校・ひきこもりセーフティネット事業：不登校の段階に応じた支援を行う事業 <都支出金>東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助金、教育支援センター機能強化補助事業補助金		
	事業開始時期【4】	合併前	実施形態【5】 ☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	113,201	111,289	111,391	142,081	千円
	内訳 主要な経費： 報酬等	84,967	82,960	83,125	113,669	
	内訳 その他： 報償費、需用費等	28,234	28,329	28,266	28,412	
	財源 国庫支出金・都支出金	8,576	8,576	9,154	22,164	
	財源 地方債					
	内訳 その他 ()					
	内訳 一般財源	104,625	102,713	102,237	119,917	
	所要人員(B)【7】	3.00	3.00	2.90	2.90	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	21,915	21,528	20,810	20,810	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】	844	715	877	1,046	千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	135,960	133,532	133,078	163,937	千円
単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/ (教育相談件数)	58	63	61	—	千円	

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①教育相談件数	2,349	2,136	2,199		件
	②スクールソーシャルワーク件数	914	974	985		件
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①：一般教育相談（来所相談）、電話相談、緊急・臨時相談、スクールソーシャルワークの総件数。一人の子どもについて各種対応した場合はそれぞれ1件と数える。令和3年度については、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、子どもの実態把握や心のケアのための対応を緊急・臨時相談で継続したため件数が増加している。 ②：①のうち、スクールソーシャルワークの件数					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	令和4年度に実施した「教育相談に関するアンケート調査」では、回答者の約9割が教育相談を利用して「よかった」との回答であった。また、相談員の対応について、回答者の約9割が「満足」「やや満足」との回答であった。相談頻度については、回答者の約8割が「満足」「やや満足」との回答であった。
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下 ・統計の取り方が異なるため単純な比較対象とはならないが、近隣市と比べて来所相談の相談員一人当たりの対応回数は上位である。 ・スクールソーシャルワーカーの配置人数についても26市中上位である。 ・不登校・ひきこもりセーフティネット事業は本市独自の事業である。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無 臨床心理士など専門的な知識を有する相談員等による個に応じた相談・支援を学校や関係機関と連携を図り実施する仕組みは他にない。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	子ども・保護者・教員等に対して相談や支援を行うために必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	市内に学校や関係機関と連携して相談や支援を行う事業はなく、市が主体となって実施する必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	支援が必要な対象者は増加傾向にあり拡充が必要である。
	事業（補助）の内容	課題有	支援のニーズは高まっておりさらに充実する必要がある。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	各自治体で事業内容が異なるため比較は困難であるが、人件費は他自治体と比較して標準的である。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☒ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		不登校、いじめ等の問題行動、児童虐待等、児童・生徒や保護者に関わる問題は、近年多様化・深刻化する傾向にあり、教育相談やスクールソーシャルワーカー、関係機関が学校と連携して対応する機会が増えている。特に、家庭訪問等のアウトリーチを含む福祉的支援のニーズが増えていることから、スクールソーシャルワーカーを更に拡充する必要があると同時に、一人ひとりの子どもの成長を支えるための継続的な相談・支援を行う上で、教育相談事業全体の充実を図る必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	子どもたちの心身の健全な成長に寄与する教育を実施するためには、必要不可欠な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施する必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	「教育相談に関するアンケート調査」の結果からも、必要なサービスが提供できていると考える。
	事業（補助）の内容	適切	相談内容が複雑化する中では、専門家による相談は必要である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		子どもたちの心身の健全な成長に寄与する教育を実施するためには、必要不可欠な事業である。相談内容が複雑化する中では、専門家による相談も必要である。 一方、臨床心理士などの専門職員のニーズが高まる中、増加する相談に人員増で対応し続けることには限界があるため、今後は、既存の相談窓口との連携強化を図ることで、相談者の状況に応じた支援ができる体制づくりを進めたり、デジタル技術の活用を模索する必要があると考える。 まずは、現状の予算の中で、最大限の効力を発揮できる取組を実施するべきである。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、子どもたちの心身の健全な成長に寄与することを目的に実施しており、相談件数の多さからも必要性は認めるところである。一方で、二次評価でも指摘があるように、増加する相談に人員増で対応し続けることには限界がある。 今後は、デジタル技術の活用にも積極的に取り組み、業務の効率化と利便性の向上に向けた検討を進めるとともに、既存の相談窓口との連携強化を図り、相談者の状況に応じた支援ができる体制づくりを進められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 デジタル技術の活用など、他自治体の取組等も参考に業務の効率化と利便性の向上に向けた検討を行う。 ◇令和8年度 引き続き、業務の効率化と利便性の向上に向けた検討を進めるとともに、既存の相談窓口との連携強化について検証及び検討を行う。 ◇令和9年度 これまでの検証及び検討結果を踏まえ、相談者の状況に応じた支援ができる体制づくりに努める。
----------------------	---

事務事業評価シート

事業番号 29	事務事業名 地域生涯学習事業費	所管部課 社会教育課
------------	--------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	市立小学校を拠点として、児童・生徒の健全育成及び地域住民の生涯学習活動を促進するとともに、地域の人材を活用することで、地域の活力が向上することを目的とする。 【根拠法令等：社会教育法、地域生涯学習事業実施要綱、東京都地域学校協働活動推進事業実施要綱】		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容】 地域の人材を活用し、市立小学校を拠点として地域住民の生涯学習活動の展開を促進するために地域生涯学習事業を実施する。 【実施方法】 小学校区ごとに組織された学校施設開放運営協議会等の市民団体に委託し、市内小学校や公共施設等で事業を実施している。令和3年度には、18小学校区のうち9つの施設開放運営協議会及び西東京市地域活動の会の合計10団体に委託した。 ■主な事業内容（令和5年度実績） ・スポーツ教室（サッカー・野球・バレーボール・バスケットボール） ・園芸教室 ・スケート教室 ・避難所体験 ・料理教室など			
事業開始時期【4】		平成15年度	実施形態【5】	☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位	
	事業費(A)【6】		1,665	3,104	3,683	5,009	千円	
	内訳	主要な経費:	委託料	1,661	3,082	3,659		4,985
		その他:	役務費、消耗品費等	4	22	24		24
	財源内訳	国庫支出金・都支出金						
		地方債						
		その他 ()						
		一般財源		1,665	3,104	3,683		5,009
	所要人員(B)【7】		0.27	0.27	0.27	0.27		人
	人件費(C)=平均給与×(B)		1,972	1,938	1,938	1,938		千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】							千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		3,637	5,042	5,621	6,947		千円
	単位当たりコスト【9】							千円
(E)=(D)/ (事業回数)		125	83	84	—			

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①事業回数(延べ)	29	61	67		回
	②参加人数(延べ)	1,449	3,148	3,604		人
	【10】《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 3か年を通して、受託団体は10団体となる。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、令和3年度においては事業中止が相次いだ。令和4年度より少しずつ従来の形で取組を再開。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	事業の参加者へ行ったアンケートでは、「学校という身近な場所で、授業では行わないさまざまな体験が出来た。」との声をいただいている。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	西東京市独自の事業であり、他自治体との比較はできない。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	子どもを対象とした放課後子供教室や公民館市民企画事業と似た側面があるが、生涯学習の推進とともに地域活力の向上に向けて、顔の見える「小学校区」ごとに市民団体が実施している事業は他にない。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	地域住民の生涯学習の展開促進及び地域ネットワークの形成に寄与している。
	実施主体の妥当性	課題有	市民団体に委託することは妥当であるが、市民団体の負担や人材不足が課題である。
B	事業（補助）の対象	課題有	担い手の不足等により、全ての小学校区で実施されているわけではない。
	事業（補助）の内容	適切	地域に身近な学校を核とし多岐に渡るプログラムを展開している。
	受益者負担	適切	材料費や保険料など、参加者には必要に応じて適切な受益者負担を求めている。
	事業コスト	普通	当市独自の事業のため、他市との比較はできない。
	業務負担	普通	事務負担相応の実施効果である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、幅広い地域住民を対象に実施しており、昨年度、放課後子供教室などとも整理を行い、一定の見直しを行った。また、実施学校間で事業回数に差があることが課題であり、今後、教育委員会として全ての団体を対象とした研修会の開催や、実施校の実施状況の情報共有を行い、事業回数の少ない学校へのフィードバックを行っていく。また空白地帯へ事業の周知を行い、最寄りの実施学校への参加者の増加を図っていく。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	地域住民の生涯学習活動の場として実施されており、地域の活性化にも資するものとなっている。
	実施主体の妥当性	適切	担い手の不足が課題となっているものの、市民団体が実施することは適切である。
B	事業（補助）の対象	課題有	小学校区単位での実施を想定しているが、実現できていない。
	事業（補助）の内容	適切	放課後子供教室が類似事業であるものの、一定の事業整理が行われている。
	受益者負担	適切	材料費や保険料など、参加者には必要に応じて適切な受益者負担を求めている。
	事業コスト	普通	事業内容に応じたコストとなっている。
	業務負担	普通	業務委託により適切な業務負担となっている。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		市民団体への業務委託により、事業コストや業務負担の面では適正な実施となっているものの、担い手不足により事業を実施できていない小学校区があることが課題である。事業内容に関しても、市民団体の取組の方向性に依るところが大きいと、事業の充実や拡大については難しいものと考えられる。これらの視点から、現在、小学校区単位としている対象範囲の設定については、今後の各団体の状況に応じて精査する必要があると考えられる。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止	本事業は、令和元年度の事務事業評価においても、担い手不足を指摘されており、改善に向けて取り組んできたところであるが、担い手となる団体は当時と比べさらに減少している状況にある。 こうした現状では、本事業の継続が危ぶまれており、小学校区単位としている対象範囲や活動拠点、担い手となる団体などについて抜本的な見直しを行い、生涯学習活動の更なる促進に向けた事業となるよう努められたい。

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	◇令和7年度 市域全体での実施となるよう、小学校区単位としている対象範囲の見直しを検討するとともに、公民館や図書館等を活用し、広域への周知を図る。また、民間企業等との連携による提供メニューの充実について検討する。 ◇令和8年度 令和7年度の検討結果を踏まえ、事業の見直しを実施する。 ◇令和9年度 令和8年度の見直しについて、検証を行う。
----------------------	--

事務事業評価シート

事業番号 30	事務事業名 文化財保護事業費(デジタル技術の活用)	所管部課 社会教育課
------------	------------------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	下野谷遺跡の解説及びCGIによる縄文時代のムラの様子などの視覚的な体感を提供するアプリ「VR下野谷縄文ミュージアム」を活用し、国史跡下野谷遺跡の価値と魅力をわかりやすく伝え多くの方に学びを深めてもらうことを目的とする。		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容／実施方法】 ■「VR下野谷縄文ミュージアム」アプリの公開・運用 ・対象OS:iOS 14.0以降、AndroidOS 6.0以降 ・VRで当時の様子を観察できる「縄文バーチャル探索」、遺跡を紹介する「下野谷ムービー」などが楽しめる。 ■アプリをインストールした端末の活用 保有端末:タブレット50台(配置箇所:ふれあいプラザ3台、郷土資料室3台、社会教育課44台)、スマートフォン3台(配置箇所:社会教育課) ①市主催イベントでの活用 ・下野谷特別展など、下野谷関係のイベントで来場者へ貸出し(令和5年度実績:2回) ②教材としての利用 ・まちなか先生(学校出前講座)実施の際の利用(令和5年度実績:7校) ③その他団体への貸出し ・大学などへ貸出し(令和5年度実績:1団体)		
事業開始時期【4】	平成29年度	実施形態【5】	☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	997	3,513	18,537	1,168	
内訳	主要な経費: コンテンツ運用委託料	997	997	997	1,168	
	その他: コンテンツ修正委託料	0	2,516	17,540	0	
財源	国庫支出金・都支出金					千円
内訳	地方債					
	その他 ()					
	一般財源	997	3,513	18,537	1,168	
	所要人員(B)【7】	0.02	0.02	0.02	0.02	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	146	144	144	144	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	1,143	3,657	18,681	1,312	千円
	単位当たりコスト【9】					
	(E)=(D)/ (ダウンロード数)	2	11	68	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①ダウンロード数	712	325	275		DL
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	イベントや学校出前講座の実施時には、児童・生徒のアプリへの関心が高く、「空から見た『したのやムラ』」や「クイズ」に人気が集中していた。大人からは、「360° VR」について、当時の情景がわかりやすい、といった声が聞かれている。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市で国史跡をもつ自治体(14市)での比較について、アプリを活用している自治体は本市を含め、3市のみとなっている。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	下野谷遺跡の価値と魅力をわかりやすく伝え、周辺地域の活性化に資する事業であり、必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	文化財を活かしたまちづくりに向け、市が主体となっていく必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	スマートフォンアプリを活用することで、国内のみならず国外にも本市の文化財をPRできている。
	事業（補助）の内容	適切	整備工事に合わせ、アプリの内容に修正を加えており、適切である。
	受益者負担	適切	下野谷遺跡の周知を行う上でも、本アプリは無償提供することが適当である。
	事業コスト	高い	アプリを活用している2市と比較して事業コストは高い。
	業務負担	少ない	専門的技術が必要であることから、業務はほぼ委託しているため負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		令和4年度以降、ダウンロード数が低迷しており、更なるユーザーの獲得のため、令和5年度には「現地でないと機能が制限される」仕様の修正や、下野谷遺跡第1期整備に併せて、CGや、解説項目追加などの修正を行った。このようなコンテンツの修正に加え、サーバー運営費などのランニングコストの高騰が課題であるが、利用者からは好評の声をいただいていることから、今後はSNSでの広報や貸出し機会を増やすなど、イベント等での活用を促進し、アプリの認知度を高めていく取組を行う。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	下野谷遺跡を市の観光資源等としてPRする上では、アプリと連携した取組について一定の必要性がある。
	実施主体の妥当性	適切	文化財を活かしたまちづくりに関する取組のため、市が主体となることは妥当である。
B	事業（補助）の対象	適切	学校出前講座での活用や市内外からの訪問者による閲覧を目的としており、適切である。
	事業（補助）の内容	課題有	事業開始当時の現地は更地であったが、現在は遺跡が復元されているため、VRの意味合いが薄れている。
	受益者負担	適切	下野谷遺跡をPRする観点からは、無償であることは適切である。
	事業コスト	高い	アプリの運用やコンテンツ改修、タブレット等の更新・管理等、ランニングコストが高額である。
	業務負担	少ない	業務委託により、職員負担が少なくなっている。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		市の観光資源である下野谷遺跡の魅力発信を目的として、デジタル技術の活用も含め、PRに資する取組を充実させる必要性は一定認められる。一方で、アプリのダウンロード数が低迷していることや、事業内容と比較してアプリやタブレット等の更新・維持管理等、ランニングコストが高額であることが課題である。事業開始当初と異なり、復元された展示物もあることから、VRコンテンツを提供する意味合いが薄れている。令和5年度に予算をかけコンテンツ改修を行っているが、タブレット等の更新時期を見据えた上で、費用対効果の視点を含めた検証と事業設計全体について抜本的な見直しが必要である。	

【外部評価】

外部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、下野谷遺跡の当時の様子をVRで観察できたり、解説が映像で見られたりするなど、教育的な観点からは意義がある。しかし、二次評価で指摘されているように、コンテンツの改修を含めた維持管理に多額の費用がかかっているものの、ダウンロード数は伸びておらず、アプリという形で公開する必要性には疑問がある。 アプリ上で公開されているデジタルコンテンツをブラウザへ移行するなど、コンテンツの活用手法について抜本的に見直し、経費の削減に向けた取組が必要である。	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、下野谷遺跡の価値と魅力を伝えるため開始されたものであるが、アプリ導入の翌年以降はダウンロード数が低迷しており、十分な費用対効果をあげられていない状況にある。公開されているコンテンツ自体には価値が認められるが、二次評価や外部評価でも指摘されているとおり、アプリ上で公開することについては、費用面から課題がある。 今後到来するタブレット等の更新時期を見据え、コンテンツの活用手法や事業費の抑制について抜本的な見直しを検討されたい。	
改善の方向性と今後のスケジュール【18】		◇令和7年度 学校教育での利用を目的として、GIGAタブレットへのインストールについて試行を行うとともに、タブレットの更新時期を見据え、コンテンツの活用方法について検討する。 ◇令和8年度 令和7年度の検討結果を踏まえ、コンテンツの活用方法や、タブレットの更新要否について決定し、事業の見直しを実施する。 ◇令和9年度 令和8年度の見直しについて、検証を行う。	

令和6年度
西東京市事務事業評価報告書

令和7年2月

発行 西東京市企画部企画政策課
西東京市南町五丁目6番13号（田無庁舎）
電話 042-460-9800（直通）